

金融商品の会計処理に関する一考察

—日本基準・中国基準の IFRS への統合について—

研究科：人文社会科学研究科

専攻：応用社会科学

専攻分野：企業経営

研究指導分野：会計システム

学籍番号：11GH203

氏名：姜篠嬌

目 次

はじめに

1. 研究動機	1
2. 研究方法	2
3. 研究構成	3
第1章 国際会計基準とは	4
1.1 会計環境による各国の会計制度の違い	4
1.2 国際会計基準の経緯	7
1.3 国際会計基準の特徴	9
1.3.1 原則主義	9
1.3.2 公正価値測定	10
1.3.3 資産・負債アプローチ	12
1.3.4 包括利益	14
1.4 世界各国における国際会計基準の対応	15
1.4.1 EU 各国における IFRS の採用	15
1.4.2 IFRS にめぐる米国の動向	17
1.4.3 アジア諸国における IFRS への対応	18
1.4.4 日本における IFRS の対応	19
第2章 有価証券の会計処理について	22
2.1 有価証券の範囲と認識	22
2.2 日本基準における有価証券の分類、測定及び分類変更	25
2.2.1 売買目的有価証券	25
2.2.2 満期保有目的の債券	26
2.2.3 子会社株式及び関連会社株式	28

2.2.4	その他有価証券	28
2.2.5	有価証券の分類変更	30
2.3	中国における有価証券の会計処理	31
2.3.1	当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産	32
2.3.2	満期保有投資	33
2.3.3	貸付金及び債権	33
2.3.4	売却可能金融資産	34
2.3.5	子会社及び関連会社に対する長期債権投資	34
2.4	IFRSにおける有価証券の会計処理	37
2.4.1	暫定基準としてのIAS39号	37
2.4.2	新基準IFRS9号	37
2.5	まとめ	41
2.5.1	有価証券の認識に関する基準	41
2.5.2	有価証券の分類及び分類変更	41
2.5.3	売買目的有価証券の付随手数料	42
2.5.4	その他有価証券の評価差額に関する基準	42
第3章	デリバティブに関する会計処理	47
3.1	現代のデリバティブ	47
3.2	デリバティブの会計処理	49
第4章	おわりに	51
4.1	要約	51
4.2	今後の課題	53
	参考文献	54
	付表	58

はじめに

1－研究動機

企業活動の国際化、資金調達・運用の国際化、多国籍企業の出現などに伴い、国際金融資本市場はますます拡大していく。日本が外国と行うすべての経済取引を取りまとめたものは国際収支と呼ばれ、経常収支と資本収支に分けられる。資本収支は、経常収支に長期資本収支を加えた基礎的収支と、短期資本収支を加えた総合収支がある。そして、直接投資、証券投資、貸付・借入・預り金等を中心とするその他投資に分類している¹。財務省のデータによると²、1996年から2004年の間に、日本の対外証券投資主要国として、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリアをあげることができる。2005年から現在まで、対外証券投資主要国に中国、インド、フィリピンのような途上国も含まれた。

中国では1949年から1978年まで、証券市場は実質的に縮小・閉鎖されほとんど機能しなかった。当時、経済の実質成長率は年平均で6.1%と後年の改革開放以降に比較すると低かった。1978年12月に、中国共産党は改革開放を推進し、この改革は資本市場の誕生をもたらし、企業の資金調達の多様化を促進した³。1993年に上海、深圳の両取引所で株式の公募発行を実施し、1998年に証券法の施行により、証券市場は急速な発展を遂げた。2001年11月に世界貿易機構(WTO)加盟が承認され、2002年12月に適格海外機関投資家制度(QFII)を導入した。2010年6月時点でQFII資格取得の海外機関投資家は累計98社、その中に日本の機関投資家は11社である⁴。

投資者が投資判断を行うために、企業の的確な財務情報を入手する必要となる。企業の側にとっても、金融商品(有価証券等)の取引内容を十分把握し、リスク管理を徹底する及び財務活動の成果を的確に把握するため、金融商品の価値と損益を適切な会計処理で行わな

¹ 黒田[2006]、217頁。

² 財務省ホームページ：

2012年11月

http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bppi.htm

³ 中国の証券市場[2011]、4～8頁。

⁴ 同上、14頁。

なければならない。したがって、日本と中国の会計基準における、金融商品価額の認識及び損益の会計処理を重視すべきと考える。ところが、各国の会計基準は各国の政治、経済、社会的環境を色濃く反映したもので、それぞれの国において独自の会計基準として発展を遂げてきた。会計基準の相違は企業業績の比較可能性を損なう可能性があり、世界の資本市場参加者のための会計のグローバル・スタンダードの形成という考え方が打ち出された⁵。このグローバル・スタンダード基準は国際会計基準(IFRS)といい、各国はこれに対して、国内基準としてアドプション⁶する国と、国内基準を維持しつつIFRSとの重要な差異の解消を通じてコンバージェンス⁷を図る国がある。

そして、日本では2007年に東京合意を発表し、2011年6月までに日本基準と国際会計基準の違いを解消しようとしている。中国も2007年にIFRSとの同等性を意識した企業会計準則が適用されている。したがって、本稿では、それぞれの国が国際会計基準の影響を受けて、会計基準の変化を考察したい。また、有価証券及びデリバティブに関する会計処理の相違点を比較し、日本と中国基準のIFRSへの統合について考察したい。

2-1 研究方法

本稿では、先行研究などの文献研究と雑誌論文などを活用して新しい情報を集め、各国におけるIFRSの最新情報を説明する。また、原則主義、公正価値測定、資産負債アプローチ、包括利益等の特徴を説明することで、会計処理の違いによる影響を分析する。

そして、具体例の分析により、有価証券及びデリバティブに係る会計基準の相違点を研究する。また、このような相違点を形成する原因を究明し、未来の動向について展望する。

⁵ 橋本[2010]、3頁。

⁶ アドプションとは、自国の基準を捨てて国際会計基準を自国の会計基準として導入すること。

⁷ コンバージェンスとは、国際会計基準を採用するのではなく、自国基準を国際会計基準に歩み寄らせること。

3-研究構成

本稿では以下のような構成で論じる。まず、第1章において、会計環境による各国基準の変化について紹介する。グローバル経済の進展に伴い、世界では同一基準(IFRS)を求めるようになり、国際会計基準の経緯・特徴等を説明する。

第2章では、日本基準と中国基準及びIFRSにおける有価証券の分類、測定・分類変更と減損処理を説明する。具体例でその他有価証券の評価差額に関する会計処理の検討した上で、以上三つの基準の相違点を検討し、それぞれの特徴と問題点を述べ、IFRSへの統合を検討する。

第3章は、金融技術革新に伴い、市場で活発になったデリバティブの種類と会計処理現状を提示し、日本基準、中国基準及びIFRSの相違点を探りたい。また、デリバティブに関する未来の規制問題を述べる。

第4章は、前章までの内容を踏まえて、今後の課題を概観し、日本基準、中国基準とIFRSの将来の方向性について展望する。

キーワード：会計環境、公正価値評価、包括利益、有価証券の評価差額金、デリバティブ

第1章 国際会計基準とは

1.1 会計環境による各国の会計制度の違い

十五世紀末葉のイタリアには、商業の発展にともなう大規模組合営業の発生したことから簿記が出現した。しかしながら、簿記がその後数世紀にわたり発展しなかった。十九世紀は異常な産業勃興の時代であり、欧米各国を通じて大株式会社の建設が多く、資本金何億ドルという株式会社が新たに出現するようになってきたとき、簿記が突如として大きく発展し、かくして会計学が生成すにいたった⁸。

十九世紀初頭のイギリスでは、株式投機についてなめた苦い経験があったので、会社法は会社に対する監査規定をもうけた。株主はみずから複式簿記に通じているだけでは、専門的監査を行うには不十分である。したがって、株主は外部からの助力を求めるに至り、会計プロフェッションが現れた。つまり、会計は時代の環境に応じて適応して成長し発展を遂げてきた⁹。

会計は時代の必要に応じて時代の環境のうちに芽を発したものであった。そして、時の流れとともに変遷している。会計の環境(会計を取り巻く環境)の違いにより、各国の会計制度の特徴と変化も多様である。現在の会計は、意義、目的、原則、処理方法において過去と異なっている。それは、会計が環境の変化から影響を受け、会計理論が進歩するとともに、発展してきたためである。そして、会計環境の要因について、ミューラー(Mueller,G.G.)¹⁰、ローレンス(Lawrence,S.)¹¹等の論者によりいろいろがあるが、一般的に、政治・法律、経済、社会および文化的環境の4つの要因に分けることができる¹²。

⁸ 片野[1995]、19頁。

⁹ 同上、492頁。

¹⁰ Mueller,G.G., “Accounting Principles Generally Accepted in the United States Versus those Generally Accepted Elsewhere”, International Journal of Accounting, Spring 1968, pp.91-103.

¹¹ Lawrence,S., International Accounting :International Thomson Bussness Press, 1996, pp.5-12.

¹² 権[2002]、7頁。

[図表 1-1] 会計環境の要因及び具体例

各要因	政治・法律的環境	経済的環境	社会的環境	文化的環境
具体例	政府体制、規制の方法等。	経済体制、国際化等。	教育、公開主義 or 秘密主義等。	思想、宗教、文化的風土等。

[出典]：権[2002]、前掲書、8~10頁。

政治・法律的環境の要素として、政府体制、規制の方法などがあげられる。全体主義政治体制の下では、会計は国家計画実行するため用具であり、国家に奉仕するものとされる。民主主義政治体制の下では、会計は国民に対する情報提供のための用具であり、国民に奉仕するものとされる。また、規制の方法は、成文法¹³と慣習法¹⁴に分けられる。成文法の国では、会計基準が会社法・経済法などのなかに組み込まれる。一方で、慣習法の国では、会計に関する規制は法律に取り入れられる形をとらず、民間の会計専門団体が会計基準をつくるにとどまる。さらに、政治が安定していない国の諸制度は全面的に改められる可能性が高い。このように、政治の安定性は会計制度の安定性に繋がっている。

経済的環境は多くの場合、直接的に会計制度に影響を及ぼす。経済的環境の要素として、経済体制、経済発展、資金調達、インフレーション、国際化などをあげることができる¹⁵。資本主義経済体制の下では資金提供者たる株主や債権者のための会計が重視されるが、社会主義経済体制の下では国家の経済管理のための会計が重視される。そして、経済発展とともに、第三次産業の発達している国々と第二次産業中心の国々と第一次産業中心の国々では、会計に対する要請が異なり、会計処理能力にも違いがある¹⁶。第三次産業とりわけソフトウェア産業が発達している国の会計は、研究開発活動に対する多額の投資の問題があ

¹³成文法とは、権限を有する機関によって文字によって表記される形で制定されている法である。

¹⁴慣習法とは、一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式などの慣習のうち、法としての効力を有するものをいう。

¹⁵ 権[2002]、前掲書、9頁。

¹⁶ 若杉[1992]、7頁。

り、また会計活動を高度に発達したコンピュータを駆使して EDP (Electronic Data Processing)会計として展開される。

社会的環境は間接的に会計制度に影響を及ぼす。社会的環境の要素として、教育、公開主義・秘密主義などをあげることができる。教育水準の高い、そして会計職業に関する専門教育の発達している国々とそうでない国、会計職業専門家団体の整備充実している国とそうでない国、会計制度の発展は異なっている。また、企業、地域社会、家族などの社会関係の開示程度も会計制度に違いをもたらす。公開主義を採用した国では、積極的に自主開示を行っている。それと比べて、秘密主義を採用した国では、開示は他律的、消極的に規制の範囲内でしか行われない。

文化的環境にも間接的に会計制度に影響している。文化的環境の要素には、思想、宗教、文化的風土などが挙げられる。思想と宗教は、その国の生活様式に深く浸透して個人と個人、個人と社会、また個人と国家間の相互関係、行動原理を規制する。例えば東南アジアでは儒教と中央集権体制によって、集団主義の集団文化が形成されてきた。一方、ヨーロッパにおいては、個人主義による集団文化が形成されてきた。そこで、集団主義の場合は会計上の開示がそれほど重視されないが、個人主義の場合は会計上の開示が重視される傾向がある。

以上のように、会計環境の違いにより、それぞれの国において独自の会計基準が発展していると考えられる。しかし、規制緩和とグローバル経済の進展に伴い、国境を越えた企業活動、資金活動が活発化している。したがって、資本市場に係る者に上質で信頼性、透明性、比較可能性のある情報ニーズが飛躍的に拡大してきた。このような背景から、企業の会計基準を国家間で比較可能なものへ、そしてより透明性の高い財務報告へ移行させる動向が加速している。このような経済のボーダレス化に伴って、財務諸表の国際的に利用可能なものとするために、その作成の基礎となる会計基準を国際的に統一または調和させようという機運が高まってきた。会計基準の国際的調和(harmonization)のために、欧州連

合(EU)¹⁷、経済協力開発機構(OECD)¹⁸、欧州共同体(EC)¹⁹などの国際機関や団体はさまざまな努力をしていた。その中でも中心的な役割を担っていたのが国際会計基準委員会(IASC)であり、役割を担う会計基準が国際会計基準(IAS)である。

1.2. 国際会計基準の経緯

1973年6月29日、アメリカ、イギリス・アイルランド、オーストラリア、オランダ、カナダ、旧西ドイツ、日本、フランス、メキシコの9ヶ国、16職業会計団体の合意に基づいて、IASCはロンドンで設立された。1977年に第11回ミュンヘン大会を開催し、会計業務国際協調委員会(ICCAP)を解消させて、国際会計士連盟(IFAC)を設立した。また、1981年10月、理事会は諮問グループを発足させ、会計士団体以外の利害関係者からIASについて意見を広く聴取することができた。この諮問グループには、国際証券取引所連合、国際商工会議所、OECD、UN、証券監督者国際機構(IOSCO)²⁰、アメリカ財務会計審議会(FASB)等がオブザーバーとして参加した。

IASC 法的な強制力は一切もたないもので、1980年代末までは各国の会計制度に与える影響力がそれほど強くなかった。金融・証券の国際化が進展し、会計基準の国際調和化が一層求められ、IASCの国際会計基準に強制力を付与するとの認識が高まっている。1987年、第12回IOSCO会議において、各国の証券行政機関に対し、目論見書の作成に当たり共通の会計基準を適用することの重要性と、適用を推進するための現実的な有効手段を検討す

¹⁷欧州連合(European Union, EU)は、欧州連合条約により設立されたヨーロッパの地域統合体。

¹⁸経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development, OECD)は、ヨーロッパ、北米等の先進国によって、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関。本部はパリに置かれ、公用語は英語とフランス語。「先進国クラブ」とも呼ばれる。

¹⁹欧州共同体(European Community, EC)とは、1992年に調印された欧州連合条約のもとで導入された欧州連合の3つの柱のうち、第1の柱を構成する政策の枠組み。2009年のリスボン条約発効で3本柱構造が廃止されたことにより欧州共同体と残りの2つの柱は統合され、法人格を持つ共同体としても消滅した。

²⁰証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions, IOSCO)は、世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際的な機関である。

るよう勧告された。その結果、IAS は世界共通の会計基準となりうる存在として注目されるようになった。このような状況を受けて IASC は、1998 年 12 月の IAS39 号の承認をもってコア・スタンダード²¹を完成させた。

IOSCO は 2000 年 5 月、IAS がコア・スタンダードを満たせば国際的な資本市場での資金調達で利用される目論見書に掲載される財務諸表の作成基準として、IAS を用いることを推薦する意義を表明した。2001 年 3 月に国際会計基準委員会は、IAS の質を向上し、国際的統合化を強力に推進するため、国際会計基準審議会(IASB)に改組され、本格的に国際財務報告基準(IFRS)の設定を開始するようになった。この国際財務報告基準は基準として IFRS,IAS の 2 種類、解釈指針として IFRIC,SIC の 2 種類から構成されている²²。

EU には、2005 年 1 月から域内の上場企業の連結財務諸表に IFRS の採用を義務付け、2009 年 1 月からは外国企業にも適用することを明らかにした。これを契機にし、IFRS に対する支持は国際的に拡大してきた。また、自国の会計基準が世界で最も優れていると長年にわたり国際会計基準を無視または軽視し続けてきた米国も政策を大きく転換した²³。

SEC は 2007 年 8 月にコンセプトリリース(Concept Release 概念通牒)を公表し、米国企業に IFRS の段階的適用に関するロードマップ案を公表した。日本企業会計基準委員会(ASBJ)は 2006 年 10 月 12 日に「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト」を公表し、EU の同等性評価に対応した。

したがって、この質の高い基準により、財務諸表の国際的な比較可能性が高まることやグローバルな資本市場における資金調達コストが低減され、資金調達が容易になることで、各関係者がそれぞれの便益を享受することが期待されると考えられる。

1.3. 国際会計基準の特徴

²¹ コア・スタンダードとは、国際的な資金調達で用いられる財務諸表を作成する際に適用される中核かつ包括的な会計基準である。

²² IFRS は IASB により設定され、IAS は IASC により設定された。IFRIC は IFRS 解釈指針委員会が公表されたもので、SIC は IFRS 解釈指針委員会の前身である解釈指針委員会が公表された解釈指針である。

²³ 平松[2009]、25 頁。

IFRS の特徴として、原則主義、資産・負債アプローチ、公正価値測定、包括利益をあげることができる²⁴。以上の特徴について詳しく述べたい。

1.3.1 原則主義

原則主義と細則主義の定義は次の通りである。

- ①原則主義とは、基礎的な概念や原則的な基準のみを定められ、実務上には会計担当者や監査人の判断に委ねるアプローチである。原則主義の基礎的な考え方は、個々の事例に適用する際には、会計専門家の判断を尊重することが会計本来の姿である²⁵。
- ②細則主義とは、原則的な基準を定めるのみならず、実務上の混乱を減らすために数値基準などの詳細な実務指針を公表して、会計担当者や監査人の判断の余地を狭めようとするアプローチである。

米国では、会計基準の趣旨を骨抜きにしかねない巧妙な会計基準逃れが行われることが憂慮され、細則主義を採用し、会計基準が膨大化し、その開発コストがさらに多くなってきた。しかし、2002年のエンロン事件などの会計不正の問題もよって、SOX法²⁶の制定を契機として会計基準設定のあり方を見直す動きが活発してきた。結果として、細則主義の傾向を修正し、原則主義をとることを表明した。

日本の会計基準も、かつては企業会計審議会による企業会計原則・同注解の改訂・追加によってその中核が形成されてきたが、解釈指針、連続意見書、商法計算規定なども公表した。また、ASBJが設立されてからは、個別の会計基準、適用指針、実務対応報告によって改訂されてきたことで、細則主義を採用している。しかし、会計基準の国際的共通化の流れの中で、日本にも原則主義を十分に理解しておく必要がある。原則主義をうまく機能するためには、次の6つの特徴を備えた枠組み作りが重要である。

i 経済的実態の忠実な表現

²⁴ 橋本[2010]、37頁。

²⁵ 富塚[2011]、81頁。

²⁶ SOX法：企業の粉飾決算や不正会計処理を防ぐため、内部統制を強め、管理・点検体制を整えることが義務づけた企業改革法をさす。

- ii 明瞭性、透明性という利用者のニーズへの対応
- iii 明確な概念フレームワーク²⁷との整合性
- iv 対象範囲として適切に規定されて広範な会計の領域に基づいていること
- v 明確・簡潔かつ平易な言葉で書かれていること
- vi 合理的な判断の行使が可能であること

原則主義では抽象的すぎて、作成者や監査人が専門的判断を行使する上での指針がほとんど提供されず、執行上の困難性を伴い、財務諸表の比較可能性が著しく損なわれる可能性が高い。したがって、SECは「目的志向型の原則主義」を提唱する。この「目的志向型の原則主義」に基づく会計基準は、作成者・監査人にかかる会計基準を具体的な取引・事象に適用する上で十分かつ適切な指針(脱数値基準)を提供するものであり、例外や概念上の矛盾を排除したものである²⁸。

原則主義にしても、目的志向主義にしても、企業活動の実態を的確に表現するという基本姿勢においては共通である。日本がIFRSを採用するに当たって、財務諸表作成者や監査人・規制当局は、企業活動の実態を的確に表現するという会計の使命を基礎として、会計目的や基礎概念と個々の会計基準との間の整合性を確保できるように、専門的な思考方法や判断力を磨く必要があると考える。

1.3.2 公正価値測定

IFRSにおいては、いくつかの会計基準が資産、負債又は企業自身が発行する持分金融商品について公正価値測定又はこれに関する開示を要求又は容認していた。2011年5月にIFRS第13号「公正価値測定」を公表し、公正価値を次のように定義されている。公正価値とは、測定日現在における市場参加者間での秩序ある取引において、資産を売却することにより受け取るであろう価格、または負債を移転することにより支払うであろう価格(出口価格)である。また、IFRS第13号により、公正価値の評価技法で用いられる入力数値は、

²⁷ 概念フレームワークとは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである。

²⁸ 橋本[2010]、前掲書、45頁。

優先順位つきで次の図表 1-2 に示されように、3つのレベルに分類される。公正価値算定にあたっては、「レベル1」から順に優先して使用することが求められる。この評価技法により、公正価値測定とそれに関連する開示の整合性と比較可能性を高めることができる。

[図表 1-2] 公正価値ヒエラルキー

レベル	公正価値を入手・算出する際のインプット
レベル 1	測定日に企業が入手できる、活発な市場における同一資産又は負債に関する公表価格
レベル 2	資産または負債について直接・間接的に観察可能な入力数値の内、レベル 1 に含まれる公表価格以外の入力数値
レベル 3	資産又は負債について観察不能な入力数値

[出典]：伊藤[2012]、前掲書、283 頁。

レベル 1 は、測定日現在において報告企業が接近する能力を持つ同一資産または負債についての活発な市場における相場価格であり、対象資産の取引所の価格そのものを使用する場合は挙げられる。レベル 2 は、資産または負債の直接的または間接的に観察可能なレベル 1 に含まれる相場価格以外の公表価格であり、類似資産の公表価格、適切な間隔で市場金利を入手できる期間におけるインプライド・ボラティリティ(Implied Volatility)²⁹等が挙げられる。レベル 3 は、資産または負債についての観察不能な入力数値であり、企業自身のデータを使ったキャッシュ・フロー予測や、債務者のクレジット・レーティング(債務者格付)などが挙げられる³⁰。また、IFRS では有形固定資産、収益、金融商品、減損等さまざまな領域で公正価値の使用を求めている。特に、金融資産の当初認識、当初認識後の損益、減損処理で公正価値をもって測定する項目は多い。

²⁹ 「予想変動率」とも呼ばれ、主にオプションで使われる用語で、現在のオプション料(プレミアム)から将来の変動率を予測したものをいう。

³⁰ 田中[2009]、19 頁。

ところで、日本の会計基準の第6項では、時価を次のように定義している。時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格(市場価格)、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいい、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を構成な評価額とする。市場価格はレベル1に該当すると考えられるが、「合理的に算定された価額」は「金融商品会計に関する実務指針」第54項によれば、次のような方法により算定された価額をいうとされている。

- ①取引所等から公表されている類似の金融商品の市場価格に、利子率、満期日信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法
- ②対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法
- ③一般に広く普及している理論値モデルまたはプライシング・モデル³¹を使用する方法

おそらく、①はレベル2に、②と③はレベル3に該当することになる³²。このように、日本における時価の考え方は、公正価値とほぼ同様であると思われ、実質的な差異はないと見られる。

1.3.3 資産・負債アプローチ

企業会計では、投資の成果にあたる利益を期間ごとに測定するうえで、共通の価値単位で各期間の期首と期末における資産と負債のストックを評価する。それによって資産から負債を引いた正味の純資産を測り、その差額として導出される純資産の期中変化分が利益(包括利益)である。この利益観は資産・負債アプローチと呼ばれている。

また、これまでの会計基準では、情報価値の高い期間利益を開示するという観点から、最初に収益と費用を定義し、収益と費用の差額を利益(当期純利益)という利益観を持っている。この利益観は収益・費用アプローチと呼ばれている。両アプローチの比較は図表1-3に示されている。

³¹ それは将来の金利のモデルである。

³² 田中[2009]、同上、21頁。

[図表 1-3] 資産アプローチと収益アプローチの比較

	収益費用アプローチ	資産負債アプローチ
利益の算定方法	収益－費用	期末純資産－期首純資産
重視する利益	当期純利益	包括利益
重視する財務諸表	損益計算書(業績評価計算書)	貸借対照表(財政状態計算書)
最優先課題	適切な期間損益計算	資産性のある資産、負債性のある負債の計上
資産の測定	取得原価による測定	公正価値による測定

[出典]：可児島[2009]、220~226 頁。筆者により修正、加筆した。

資産・負債アプローチは、相対的に抽象度の低い概念である資産や負債から、より抽象的な概念である利益などを定義する方が、観察される事実との整合しない要素をバランスシートから排除しやすくなる。また、金融商品や退職給付、リース、株式報酬など、伝統的な収益・費用アプローチで認識されない取引が経済や企業経営に与える影響が増大している。この状況を受け、IASB は財務諸表上で前述した取引を認識できる資産・負債アプローチにもとづく会計基準の設定を開始した。

1.3.4 包括利益

包括利益とは、企業の期中の純資産の変動額のうち、資本取引によらない部分をさす。包括利益には、当期純利益だけでなく、有価証券やデリバティブなどにかかわる評価差額や外貨換算調整勘定、繰延ヘッジ損益³³等の期中変動額等が含まれる³⁴。

一方で、ASBJ が公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」により、当期純利益とは特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属部分をさす³⁵。IFRS が当期純利益を排除しようとする理由が、当期純利益は所定の未実現損益を有する資産や負債を選択して意図的に市場取引を実践することにより、利益操作の余地が大きいという欠陥である。

また、Biddle and Choi(2006)は、1994-98年の米国企業 23,427社をサンプルとして、純利益と包括利益及びその構成要素の有用性比較を実施し、結果として純利益に比べて包括利益が有用である。また、Roberts and Wang(2009)は、慣習法諸国と比べ成文法諸国の方が包括利益の有用性が高いと導き出している³⁶。

Bamber、Jiang、Petroni and Wang (2010) は米国企業 440社をサンプルとして、1996-2004年の純利益と包括利益の変動の大きさを比較し、全体の 72.5%の企業で包括利益の変動が純利益の変動を上回っていることを発見している。日本の上場企業をサンプルとした結果、米国と同様に包括利益の変動が純利益の変動より大きい企業が全体の 71.4%をしめている³⁷。このように、包括利益が純利益と比較して変動幅が大きいことが確認される。

純利益と包括利益との本質的な差異が、保有している資産や負債を再測定し、それらを変動させる価格や見積もりの改訂を業績に含まれるとすれば、経営者に求められるのは、

³³ 繰延ヘッジ損益とは、時価評価されているヘッジ手段の損益のうち、ヘッジ対象の損益が認識されていない者について生じた損益をさす。

³⁴ 伊藤[2012]、前掲書、12頁。

³⁵ 同上、15頁。

³⁶ 同上、21頁。

³⁷ 同上、23頁。

資産や負債の保有目的及び価格や見積もりの改訂が企業経営にもたらす変化をきちんと説明することである。このように、経営者には投資家に十分な情報を提供する責任が生まれる。

1.4. 世界各国における IFRS の対応

IFRS は、今日のグローバル社会、高度な情報社会における質の高いコミュニケーション・ツールである。IFRS の採用を義務付け、容認している国が 100 カ国を超えている。以下では世界各国における IFRS の対応について概観する。

1.4.1 EU 各国における IFRS の採用

EU では、2002 年に制定された IAS 規則により、2005 年 1 月 1 日以降に始まる年度から IFRS の適用が義務付けられた³⁸。この IAS 規則は、上場企業の連結財務諸表のみ IFRS の適用を義務付けており、上場企業の個別財務諸表並びに非上場企業の連結財務諸表及び個別財務諸表については IFRS の適用を義務付けていない³⁹。このように、EU 加盟国は自国の状況に応じて個別に IFRS の適用を容認したり義務付けたりすることができる選択権を与えた。

ドイツでは 2004 年に会計法改革法を設定した。この会計改革法により、ドイツ商法典 (HGB) では「国際会計基準による連結決算書」に関する規定が導入され、個別財務諸表等についても IFRS を適用することが容認される。なお、伝統的に個別財務諸表の利害調整機能が重視されているため、個別財務諸表に IFRS を適用した場合には商法典を適用した個別財務諸表も作成することが求められた。

イギリスにも 2004 年に委託立法により会社法を改正し、個別財務諸表等に IFRS の適用を容認した。しかし、イギリス会計基準審議会 (ASB) では「3 層アプローチ」あるいは「2

³⁸ 山本[2009]、103 頁。

³⁹ 高井[2009]、75 頁。

層アプローチ」のいずれかを採用することについて検討している⁴⁰。「3層アプローチ」とは、上場企業及び公に対する説明責任を有する企業には IFRS の適用を、非上場企業の中規模企業には「プライベート企業のための IFRS」⁴¹の適用を、小規模企業は「小規模企業のための財務報告基準」の適用を求めるアプローチである。「2層アプローチ」は、上場企業及び非上場の大規模企業には完全な IFRS の適用を、非上場の中規模及び小規模企業には「プライベート企業のための IFRS」の適用を求めるアプローチである。検討した結果、ASB は IFRS が「プライベート企業のための IFRS」を完成するまで待つ必要があるということにした。

フランスとイタリアでも非上場企業の連結財務諸表に IFRS を適用することが容認される。フランスでは個別財務諸表及び IFRS を適用しない非上場企業の連結財務諸表にはフランス基準が適用される。イタリアでは IFRS とイタリア基準という 2 つの異なった基準が並存することを避けたいので、上場企業の個別財務諸表にも IFRS を適用することが義務付けられた。

ベルギーでは 2005 年に、非上場企業の連結財務諸表に IFRS を適用することが容認され、2006 年に非上場の投資管理会社の連結財務諸表及び上場不動産投資信託の法定財務諸表に IFRS を適用することが義務付けられた。また、オランダでは、個別財務諸表等に IFRS を適用することが容認することとなった。非上場企業が個別財務諸表に IFRS を適用した場合には、連結財務諸表にも適用することとなった。したがって、EU 各国は上場企業の連結財務諸表に IFRS の適用を義務付けたが、一部の国は個別財務諸表まで IFRS の適用を容認した⁴²。

⁴⁰ 同上、78 頁。

⁴¹ IASB により、公に対する説明責任を有しない企業及び外部利用者に一般目的の財務諸表を公表しない企業向けの IFRS。

⁴² 具体的な導入状況は附表 1 の通りである。

1.4.2 IFRS にめぐる米国の動向

SEC の Nicolaisen 主任会計士(当時)は 2005 年にロードマップが公表された。このロードマップ案の特徴としては、①FASB と IASB の「覚書：ノーワーク合意」に基づく U.S.GAAP と IFRS とのコンバージェンス作業の進捗度と段階的かつ反復的に検討することと、②IFRS に準拠した財務諸表と添付書類としての U.S.GAAP への調整表について、忠実性と首尾一貫性について段階的かつ反復的に検討することである。

このように、2006 年には約 300 社の外国民間発行体が IFRS に準拠して作成した 2005 年度の財務諸表を SEC に提出するものと推定されたが、実際に 40 社しか当該 IFRS 準拠財務諸表を提出していなかった。しかし、EU 域内企業の IFRS に強制適用などに伴い、米国で IFRS を使用する外国企業の数が増加している。2008 年 8 月 27 日に SEC は発行体に対して IFRS の使用を推進するためのロードマップ案を提案することを承認した。このロードマップ案には、米国発行体に対する IFRS 使用義務づけまでに対応すべき課題と、IFRS 使用義務づけに向けた移行計画の課題、あわせて 7 つの重要な課題が設定されている⁴³。

- i IFRS の基準内容の持続的な改善
- ii 国際会計基準委員会財団(IASC 財団)のガバナンスと資金調達
- iii IFRS による財務報告データを使用しうる XBRL システムの形成
- iv 米国内の投資家、会計監査人等に対する IFRS の教育と訓練
- v 米国の投資家の比較可能性を向上する場合の、IFRS の限定された早期適用の容認
- vi SEC による将来の規制設定の予想時期
- vii 米国の発行体による IFRS の強制使用の実施

ここまで米国には、国内基準を維持しつつ IFRS との重要な差異の解消を通じてコンバージェンスを図っていたが、コンバージェンスの作業は、M&A などを扱った企業結合に関する会計基準のコンバージェンスだけでも予想を上回る時間と労力が費やされ、相当の時間

⁴³ 杉本[2009]、62 頁。

とコストがかかることは明らかである⁴⁴。したがって、SECは2008年11月14日に、規制案「米国企業のIFRSに準拠して作成された財務諸表の採用へ向けてのロードマップ」を公表し、コンバージェンスよりもアドプションの方が最善の選択であると認識した。しかし、2011年6月までに改訂完了する予定だったが、リーマンショックによる世界的な金融不安等の影響を受け、金融商品、リース等の改訂作業が遅れ等の原因で、完了期限を2012年に延長することとなったが、現在ではまだ完了していない⁴⁵。そのため、IFRSを米国企業に適用するかどうかの最終判断について、慎重に作業を進めると考えられる。

1.4.3 アジア諸国におけるIFRSへの対応

日本以外のアジア諸国の対応について、IFRSとほぼ同一の基準を採用済の国と、現時点ではIFRSとほぼ同一基準の採用は予定していないものの、同等の基準を順次導入している国々に大きく分類される。

IFRSとほぼ同一の基準を採用済みの国として、オーストラリア・ニュージーランド・香港・韓国が挙げられる。オーストラリアでは2005年1月1日から、上場・非上場に関わらず、IFRSと同等の基準であるオーストラリア基準(A-IFRS)の適用が強制された⁴⁶。また、オーストラリア会計基準審議会(AASB)は2007年A-IFRSも改訂を行い、多くのオーストラリア独自の開示が削減することで、純粋なIFRS上の会計方針を導入した。

ニュージーランドの会計基準はニュージーランド勅許会計士協会(NZICA)の財務報告基準審議会(FRSB)により設定される。FRSBは2004年11月に、2004年3月時点のIFRSを元に、36の新会計基準と12の解釈指針を公表し、2007年1月1日からの強制適用とした。なお、2007年9月に、中小企業については、NZ-IFRSの適用を延期し、従来のNZ-GAAPの適用を継続することができることを公表した。

⁴⁴ 橋本[2010]、前掲書、6頁。

⁴⁵ 新日本有限責任監査法人ホームページ：2012年2月23日
<http://www.shinnihon.or.jp/services/ifrs/ifrs-news/ifrs-news-us/2012-02-23.html>.

⁴⁶ 大迫[2009]、86～92頁。

香港は1997年から中国に主権が返還されたが、香港特別行政区基本法により、一国二制度が採用されている。2005年1月1日から、IFRS とほぼ同一の基準及び解釈指針が導入されている。韓国でも1999年に韓国会計基準審議会(KASB)を設立して、徐々にIFRS とコンバージェンスを進めてきた。2007年3月に、KASB は韓国におけるIFRS と同等の基準(K-IFRS)の採用の工程表を公表し、すべての上場会社が2011年からK-IFRS の適用と強制される。

現時点ではIFRS とほぼ同一基準の採用は予定していないものの、同等の基準を順次導入している国々として、中国・台湾が挙げられる。中国企業会計委員会とIASB は、2005年11月に共同声明を公表し、経済のグローバル化の中で、高品質で一つの国際的な会計基準を設定することの重要性について合意している。2006年2月に中国財務部から、いくつかの例外を除きIFRS と同等の内容となる新企業会計基準が公表され、2007年1月開始事業年度から、上場企業の連結財務諸表への適用が要求されている。また、非上場会社には遅くでも2012年から新会計準則の適用が強制される⁴⁷。

台湾の多くの会計基準は、米国会計基準を主として参考してきた。一方で、1990年代後半から国際会計基準の世界的な流れを受けて、IFRS の多くの基準が台湾の会計基準に取り入れられるようになった。2008年10月28日に、台湾でのIFRS の採用を立ち上げ、IFRS を導入する日程や範囲について検討を開始することを公表して、上場企業と公開発行金融業が2013年度よりIFRS を適用することとなり、未上場の公開発行企業が2015年度よりIFRS を適用することとなる⁴⁸。つまり、アジア諸国・地域では積極的にIFRS を採用するようになった。

1.4.4 日本におけるIFRS の対応

1993年11月、ノルウェーの首都オスロで開かれた国際会計基準の定例理事会で、日本代表白鳥栄一は会計基準の国際的統合への流れに反対した。当時の日本は取得原価主義を

⁴⁷ 有限責任監査法人トーマツ[2011]、104頁。

⁴⁸ 有限責任監査法人トーマツ[2011]、105頁。

採用するので、国際会計基準の時価主義になれば、バブルにより発生した含み損益が一気に表面化する可能性が高いことで、経営に大きな影響を与えることになる。IOSCO の影響を受けて、日本では 1998 年 6 月に「財政研究会」⁴⁹を通じて日本の会計基準をグローバルスタンダードに大転換する姿勢を明確に示した⁵⁰。そして、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、時価会計の導入を求めた。

2001 年、日本で ASBJ という民間機構を成立し、日本の金融資本市場の国際的な競争力の維持向上を図るために、金融資本市場のインフラである会計基準の開発に取り組み、また、国際的な会計基準とコンバージェンスを進めるために、種々の取り組みを進めてきた。

2004 年、ASBJ と IASB は、会計基準のコンバージェンスを最終目標として現行基準の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトの立ち上げに向けて協議した。2007 年、IFRS のコンバージェンスを加速化することで、「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意」⁵¹を発表した。世界的なアドプションに対応し、2009 年に「日本における国際会計基準の取り扱いに関する意見書(中間報告)」を公表し、日本企業は 2010 年 3 月期から IFRS の早期適用、2015 又は 2016 年からの強制適用に備えた準備を求められている。

2011 年、東京で開かれた ASBJ と IASB の共同会議で、日本における 2012 年を目途した IFRS の強制適用に関する意思決定に向けた意向が発表された。既に一部の日本企業においては、IFRS による財務諸表の作成が求められている。ところが、2011 年に東日本大震災で製造業のサプライチェーンが被害を受けていることで、IFRS 強制適用を延期することにした。

⁴⁹ 財政研究会は、金融財政に関する知識の啓蒙普及を行うとともに、内外の金融財政問題、金融機関経営分析等の総合的調査研究を行い、合理的金融財政政策の実現、金融市場、金融機関の健全な発展並びに学術の振興に寄与することを目的とした、一般社団法人である。

⁵⁰ 磯山[2010]、92 頁。

⁵¹ それは「東京合意」と呼ばれる。

世界的な IFRS 採用に向けた潮流の中で、世界各国は国の諸事情により相違が見受けられる。単一で高品質なグローバル・スタンダードを策定するという共通の目的に賛同し、各国の事情や見解については今後もますます重要になってくると考えられる。以上の内容をまとめると、次の図表 1-4 の通りになる。

[図表 1-4] IFRS にめぐる世界各国の対応

EU	2005 年から適用済。
米国	2007 年から上場の非米国企業は使用可。国内基準とのコンバージェンスが進展中。リーマンショックによる世界的な金融不安等の影響を受け、完了期限を延期中。
日本	日本企業は 2010 年 3 月期から IFRS の早期適用、2015 又は 2016 年からの強制適用に備えた準備を求められているが、東日本大震災で強制適用を延期する。
オーストラリア	2005 年から適用済。
ニュージーランド	2007 年から適用済。
韓国	2011 年から適用済。
中国	国内基準とのコンバージェンスを継続中。
台湾	上場企業と公开发行金融業が 2013 年度より IFRS を適用することとなり、未上場の公开发行企業が 2015 年度より IFRS を適用することとなる。
香港	2005 年から適用済。

[出典]：伊藤[2012]、前掲書、98 頁。筆者により修正、加筆した。

第2章 有価証券の会計処理について

金融工学の発達によって、金融商品が進化している。欧米を中心とする金融産業が急速に成長するとともに、金融市場のグローバル化も進んでいる。このように、金融商品会計は最も変化に富んだ最先端の会計分野でるといえる。金融商品とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及び類似する取引により生じる正味の債権等をいう⁵²。この中に、投資家は株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券に投資し、キャピタル・ゲイン⁵³及び配当等の利益を得ることができるようになる。また、有価証券は、保有目的⁵⁴の違いにより、会計処理も異なっていく。したがって、本章は日本と中国、そして IFRS の有価証券の認識、分類及び測定 of 会計処理の相違点を考察する。

2.1. 有価証券の範囲と認識

金融商品会計基準上の有価証券は、金融商品取引法第2条第1項及び第2項に定義する有価証券であり、具体例として国債・社債等の債券・株式が挙げられる。この定義に含まれなくても、これに類似するもので、活発な市場があるものも有価証券として取り扱っている。例として国内 CD(譲渡性預金)⁵⁵が挙げられる。金融商品取引法第2条第1項及び第2項の内容は付表2のとおりである。

有価証券を購入する契約を締結した時点で、「金融会計基準」の発生の認識の要件を満たせば、その権利は契約締結時点(約定時)に認識する必要がある。これは「約定日基準」と呼ばれ、日本公認会計士協会(会計制度委員会)の金融商品会計に関する実務指針第14号第22項(以下では「金融商品実務指針」と呼ぶ)により、約定日から受渡日までの期間が市場

⁵² トーマツ [2011]、4～5頁。

⁵³ キャピタル・ゲイン(Capital gain)とは債券や株式など資産の価格の上昇による利益のことを言う。

⁵⁴ 保有目的として、トレーディングと事業目的等をあげることができる。

⁵⁵ 譲渡性預金とは、1979年5月から都市銀行等が取扱いを開始したもので、利付(クーポン)方式で発行される譲渡可能な定期預金証書のこと。

の規則または慣行に従った期間である場合、約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅を認識する。

有価証券の購入契約の締結からその引渡し及び決済が行われる時点まで、通常には時間的なずれが存在する。「金融商品実務指針」の第 22 項では、有価証券の売買契約に関して「修正受渡日基準」を容認している。これは、保有目的区分ごとに、買手は約定日から引渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売買損益のみを約定日に認識する修正引渡日基準を採用することができる⁵⁶。

例 2-1 有価証券の「約定日基準」及び「修正引渡日基準」の比較

前提条件

A 社は B 社と有価証券の売買契約を締結し、B 社は A 社に有価証券を売却した。詳細は次の通り。

①約定日：X1 年 3 月 30 日 時価：500 円

B 社の当該有価証券の帳簿価額：480 円

②決算日：X1 年 3 月 31 日 時価：503 円

③引渡日：X1 年 4 月 2 日

④決算日：X2 年 3 月 31 日 時価：510 円

会計処理：

(1)約定日基準による会計処理

	A 社(買手の会計処理)	B 社(売手の会計処理)
X1 年 3 月 30 日	(借)投資有価証券 500	(借)未収入金 500
	(貸)未払金 500	(貸)投資有価証券 480
		(貸)有価証券売却益 20

⁵⁶ IFRS では取引日会計または決済日会計のいずれかにより認識することとされる。(本稿の 41 頁参照)

X1年3月31日	(借)投資有価証券 3 (貸)有価証券評価益 3	仕訳なし
X1年4月1日	(借)有価証券評価益 3 (貸)投資有価証券 3	仕訳なし
X1年4月2日	(借)未払金 500 (貸)現金 500	(借)現金 500 (貸)未収入金 500
X2年3月31日	(借)投資有価証券 10 (貸)有価証券評価益 10	仕訳なし

(2)修正受渡日基準による会計処理

	A社(買手の会計処理)	B社(売手の会計処理)
X1年3月30日	仕訳なし	仕訳なし
X1年3月31日	(借)投資有価証券 3 (貸)有価証券評価益 3	(借)投資有価証券 20 (貸)有価証券売却益 20
X1年4月1日	(借)有価証券評価益 3 (貸)投資有価証券 3	仕訳なし
X1年4月2日	(借)投資有価証券 500 (貸)現金 500	(借)現金 500 (貸)有価証券売却益 500
X2年3月31日	(借)投資有価証券 10 (貸)有価証券評価益 10	仕訳なし

[出典]：トーマツ [2011]、前掲書、49~50頁。

しかし、修正引渡日基準は、約定日で有価証券の自体を認識しないので、決算日の貸借対照表の計上額が過少となる。したがって、約定日基準は有価証券を認識する時の原則基準であると考えられる。

2.2. 日本基準における有価証券の分類、測定及び分類変更

有価証券を取得した場合は、その保有目的を決定しなければならない。同一銘柄の有価証券は保有目的の違いで区分も異なっている。保有目的により、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社及び関連会社株式及び④その他有価証券に分けられる。そのうち、①売買目的有価証券、②満期保有目的有価証券及び③子会社株式及び関連会社株式の区分は、その定義及び要件が明確かつ限定的に定められる。④その他有価証券には、①から③に該当しない有価証券が含まれる⁵⁷。なお、企業は株式および債券を購入した場合は、購入代価に購入手数料などの付随費用を加算した額をもって取得原価とする。

2.2.1 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう⁵⁸。有価証券を売買目的有価証券として分類するために、企業は有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を通常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署によって売買目的有価証券が保管・運用されることが望ましい。また、取得原価は、購入代価に購入手数料等の付随費用を加算した額である⁵⁹。

保有目的は価格変動により利益を得ることで、事業上の制約がないので自由に売買することができ、期末時点の時価をもって評価し、評価差額を当期純利益に含める。評価差額については、原則として洗替方式⁶⁰による処理があるが、切放方式⁶¹によるものも可能である。

⁵⁷ 金融商品実務指針第 59 項。

⁵⁸ 金融商品実務指針第 66 項。

⁵⁹ 中国はこのような会計処理していない。(本稿 32 頁参照。)

⁶⁰ 洗替方式とは、当期末において時価評価したとしても、翌期首において帳簿価額を取得原価に戻して処理する方法である。

⁶¹ 切放方式とは、当期末において時価評価したならば、翌期はその当期末の時価を帳簿価格として処理する方法である。

る⁶²。売却した場合には、売却時点で付される帳簿価額に基づいて売却原価を算定し、当該売却原価と売却価額との差額を当期の売却損益として処理する。

2.2.2 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券をいい、あらかじめ償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されている。企業が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて、当該債券を保有する必要がある。したがって、転換社債型新株予約権付社債のように、市場金利や為替相場の変動等、将来の不確定要因の発生いかんによって売却を実行することが見込まれる場合には、当該区分に分類することはできない。また、あらかじめ償還日が定められていることは、満期まで所有する意図を持って保有する前提である。したがって、プッタブル債のように、債券保有者が債券の満期前に償還を要求できる権利が付されたものは、当該区分に分類することはできない⁶³。

額面金額による償還が予定されているとはいっても、ある程度の信用リスクや為替リスク等が存在することは、満期保有目的の要件を損なうものではない。そのため、各企業が指定格付機関による格付けに基づいて信用リスクの水準を決定する必要がある。安易に満期保有目的の債券に分類することにより、時価評価から逃れることを抑止するため、以上のような要件を備えなければならない。

当該区分の債券は、取得原価をもって帳簿価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額(割引発行)または高い価額(打歩発行)で取得した場合には、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められ、償却原価法⁶⁴に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。償却原価法は利息法と定額法の二つがある⁶⁵。利息法は原則で、債券の

⁶² 中国簡便的な洗替え法使い、IFRS では切放方式を採用している。(本稿の 32 頁参照)

⁶³ 金融商品実務指針第 68 項。

⁶⁴ 償却原価法とは、債券金額と取得価額の差額が金利調整差額であると認められる場合に、金利調整差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。

⁶⁵ 金融商品実務指針第 105 項。

クーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価額に対して一定率(実効利子率)となるように、複利をもって各期の損益に配分する方法で、当該配分額とクーポン計上額との差額を帳簿価額に加減する。定額法は簡便法で、債券の引渡日から償還日までの期間で除して各期の損益に配分する方法をいい、当該配分額を帳簿価額に加減する。「取得差額」が「金利調整差額」であると認められる場合、利息法による償却原価法を適用することが理論的である。したがって、以下の例で利息法による償却原価法による会計処理を説明する。

例 2-2 償却原価法による会計処理

当社は、X1年4月1日に満期保有の目的でC社が発行した社債を現金で取得した。よって、次の資料により、(A)X1年度の仕訳を示しなさい。なお、会計期間は1年、決算日は3月31日である。

- ①取得価額：9,400円
- ②額面金額：10,000円
- ③満期日：X4年3月31日
- ④実効利子率：年8.3%
- ⑤クーポン利子率(券面利子率)：年6%
- ⑥利払日：毎年3月末日の年一回
- ⑦取得価額と額面金額の差額はすべて金利調整差額と認められ、償却方法は利息法による。

1. 利息法

当 社 仕 訳	
X1年4月1日(取得日)	(借)満期保有目的債券 9,400 (貸)現金 9,400
X2年3月31日 (利払日、決算日)	(借)現金 600 (貸)有価証券利息 780 満期保有目的債券 180

	<p>9,400 円〈取得価額〉×8.3%〈実効利子率〉=780 円</p> <p>780 円－600 円〈クーポン利子率〉=180 円</p> <p>当該社債の貸借対照表価格：9,580 円</p>
--	--

[出典]：伊藤[2012]、前掲書、426～427 頁。

2.2.3 子会社株式及び関連会社株式

子会社とは、会社が他の会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している場合のその他の会社という。また、関連会社とは、会社及び子会社が他の会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を及ぼすことができる場合の他の会社をいう⁶⁶。子会社株式に対する投資は、設備投資などの事業投資と同じように、時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考えに基づいて、取得原価をもって貸借対照表価額とし、取得原価により評価することとされる⁶⁷。また、関連会社株式の中に、他企業への影響力の行使を目的として保有するものも同様な処理を行う。なお、連結財務諸表においては、子会社株式については子会社純資産の実質価額が反映され、関連会社株式については持分法により評価されることになる。

2.2.4 その他有価証券

その他有価証券には、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や業務提携の目的で保有する有価証券等、多様な目的として保有する有価証券が含まれている。したがって、このような証券は売買目的有価証券と子会社及び関連会社株式との中間的な性格を有するものであり、長期的には売却することが想定されると考え、一括的にその他有価証券として捉える。取得時は時価をもって貸借対照表価額とする⁶⁸。

長期的には売却する可能性があるため、決算時においては売買目的有価証券と同じく時価評価することとしたが、評価差額は事業遂行などの必要性からただちに売買・換金を行

⁶⁶ 連結財務諸表等規則ガイドライン 8 の 3 の 3。

⁶⁷ 金融商品実務指針第 17 項。

⁶⁸ 金融商品実務指針第 73 項。

うことが制約されるため、当期の損益として処理することは適切ではない。したがって、評価差額の会計処理は、「全部純資産直入法」⁶⁹または「部分純資産直入法」⁷⁰の二つの方法がある。

なお、その他有価証券の評価差額の会計処理は洗替方式によるため、翌期首において再振替を行うことにする⁷¹。当該区分に適用する決算時の時価は、原則として期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を使用するという例外的方法も認められる。それぞれの区分に該当する有価証券の分類と測定をまとめると、図表2-1の通りになる。

図表2-1 日本基準における有価証券の分類及び測定

種類	取得原価	期末日の貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券	購入代価+付随費用	時価	当期の損益
満期保有目的の債券	購入代価+付随費用	取得原価または償却原価	_____
子会社株式および関連会社株式	購入代価+付随費用	取得原価	_____
その他有価証券	購入代価+付随費用	時価	全部純資産直入法または部分純資産直入法

[出典]：佐藤[2008]、47頁。筆者により修正、加筆した。

⁶⁹ 全部純資産直入法とは、評価差額の合計額を資本の部に計上する方法をいう。それは原則的な方法である。

⁷⁰ 部分純資産直入法とは、時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期損失として処理する方法である。

⁷¹ 中国では翌期首に振替を行わず、処分時にその期の損益に振り替える。(本稿の33頁参照)

2.2.5 有価証券の分類変更

金融商品実務指針 80 項によって、有価証券の取得当初に決定した保有目的区分について、取得後に他の保有目的に変更することは、原則として認められないが、いくつかの例外規定は存在している。

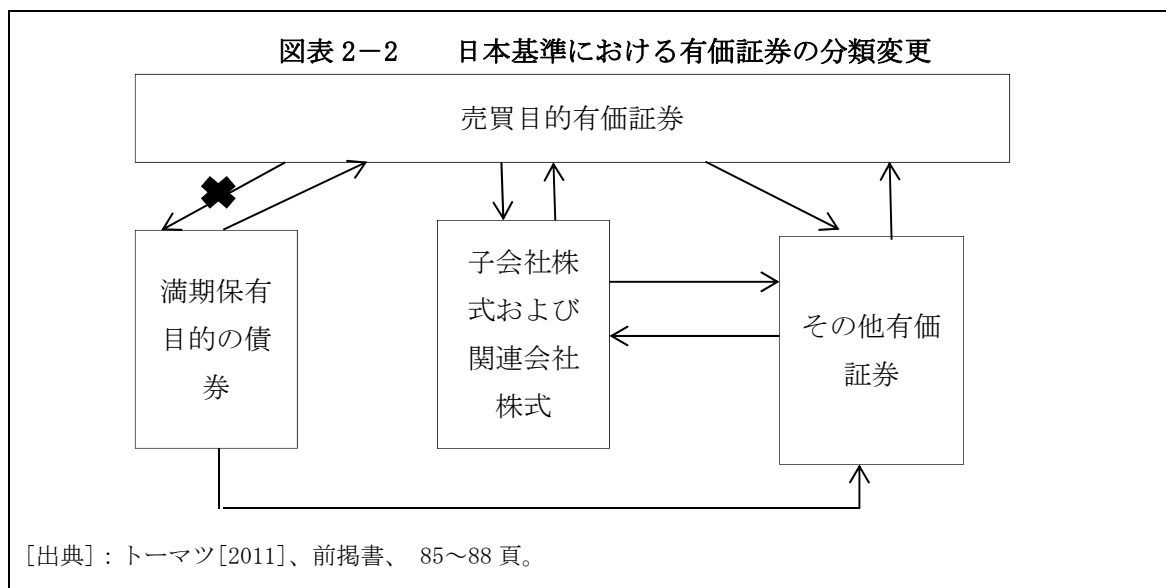
売買目的有価証券は満期保有目的の債券への振替えるのは認められないが、資金運用方針の変更又は法令・基準等の改正に伴い、取締役会等の会社の正式な機関における意思決定により、売買目的有価証券をその他有価証券へ振り替えることとなる。なお、株式の追加取得により持分比率が増加したことで、売買目的有価証券が子会社株式又は関連会社株式に該当することとなる。振替時の時価をもってその他有価証券に振替え、評価差額を損益計算書に計上することとなる。

満期保有有価目的の債券から売買目的有価証券又はその他有価証券へ振替えるのは認められる。一部の満期保有目的の債券を、正当な理由なく変更又は期限前に売却した場合、ペナルティ(罰則)として、残りのすべても債券を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない。変更時点では償却原価により振替えを行う。また、債券の発行者の信用状態の著しい悪化など、当該債券を保有し続けることによる損失を回避する目的で、他の保有目的区分に振り替えたとしても、ペナルティとは見なされない⁷²。

株式の一部売却により持分比率が減少したことで、子会社株式又は関連会社株式に該当しなくなった場合には、帳簿価額をもって売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える。ただし、企業会計基準適用指針第 10 号により、子会社又は関連会社を結合企業とする企業結合により自己の持分比率が減少し、結合後の企業が子会社・関連会社以外となる場合、時価をもってその他有価証券へ振り替え、評価差額は原則として損益計算書に計上することとなる。

⁷² 醍醐[2009]、39 頁。

その他有価証券を取得した後、資金運用方針の変更又は法令・基準の改正に伴い、取締役会等の意思決定によりトレーディング取引を開始することとした場合は、売買の目的有価証券への振り替えを行う。株式の追加取得により持分比率が増加したことで、子会社株式又は関連会社株式に該当することとなった場合には、帳簿価額⁷³をもって振替えを行うことになる。



2.3. 中国における有価証券の会計処理

グローバル経済の進展に伴い、中国も国際会計基準を導入するようになり、1997年から2000年の間には公正価値の使用を提唱していた。しかし、当時の中国は活発な市場が存在していなかったため、公正価値による評価は困難であった。企業は公正価値を利用して利益を操作し、インサイダー取引等のような事件を起こすに至った。したがって、2001年から2006年まで、財務部は真実性と謹慎性を強調し、公正価値の使用を避けようとした⁷⁴。

⁷³ 企業結合に関する会計基準において、個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって被取得企業の取得原価とするとされ、当該会計処理と整合性を保つために、帳簿価額を持って振替えることとなる。

⁷⁴ 刘・王[2010]：72頁。

ところが、EUの影響を受けて、中国企業会計委員会は2005年に、IASBと高品質で一つの国際的な会計基準を設定する重要性について合意している。2006年2月に中国財務部では、いくつかの例外を除きIFRSと同等の内容となる新企業会計基準が公表され、2007年1月開始事業年度から、上場企業の連結財務諸表への適用が要求されている。

この新会計基準は公正価値の濫用を避けるため、活発な市場が存在しているという前提条件を設けた。なお、株式報酬、リース、金融商品、減損等の領域で公正価値の使用を求めている。新基準により、企業は金融資産を当初認識する時、4区分に分けられる。それは①当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産、②満期保有投資、③貸付金及び債権、④売却可能金融資産である⁷⁵。日本の子会社及び関連会社株式にあたる有価証券は⑤子会社及び関連会社に対する長期株式投資である。また、①、②、③、④は通常市場で取引価格がある証券で、⑤の一部は市場において取引価格を観察できない証券が含まれる。

2.3.1 当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当該区分には、売買目的に分類されるものと当初認識時に公正価値オプションを適用するものとして指定した資産が含まれる。当初認識は公正価値で測定し、支払手数料は投資収益として計上し、当期の損益として処理する⁷⁶。企業は当区分の資産を取得する際に、取得価額に含まれた未収有価証券利息および未収配当金は受取項目として確認し、各期にわたって配分することになる。期末時点には、公正価値をもって評価し、評価差額を当期純利益に含める。期末時点の公正価値と当初認識の公正価値を比較し、価格による変動がそのまま出てくるので、支払手数料は当初認識価額に加算しない。売却した場合は、簡便的な洗い替え方式により処理する。それは、この時点の公正価値と当初認識価額との差額を投資収益として計上し、保有期間内の公正価値変動額も投資収益に振込むことになる⁷⁷。

⁷⁵ 中国企業会計準則第22号—金融商品の認識及び測定第2章第7条。

⁷⁶ 日本基準では支払手数料を含めて、当初認識価額とする。(本稿の25頁参照)

⁷⁷ 日本基準では、洗い替え方式及び切放方式を採用している。(本稿の26頁参照)

2.3.2 満期保有投資

満期保有投資は、確定した満期があるデリバティブ以外の金融資産の内、企業がその満期まで保有する積極的な意思と能力を有するものが含まれる。一般的に、当該区分は主に債権性投資が多く、例として市場が流通市場から購入した固定利率国債・変動利率付き金融債券が挙げられる。

企業は決算日ごとに当該区分の有価証券に対して保有意思と能力を評価し、変化がある場合には売却可能金融資産に分類変更しなければならない。分類変更の際には、その時点の公正価値をもって売却可能金融資産として認識し、評価差額が「資本剰余金—その他資本剰余金」として純資産の部に計上する⁷⁸。また、以後 2 年間は満期保有投資の分類を使用することが禁止される。しかし、実務上の観点から、満期日に極めて近い時点(3 ヶ月以内)で債券の売却を行った場合や、割賦償還等により取得時の元本の内の大部分が償還された銘柄について残りの債券を売却した場合は、償還期限前の売却を行ったとみなされない。

当初認識時は、公正価値と支払手数料を合わせて測定・計上する。取得価額に含まれた未収有価証券利息および未収配当金は受取項目として確認し、各期にわたって配分することになる。また、公正価値と投資額面金額と異なる場合、実効利子を算定し、償却原価に基づいて満期保有投資の帳簿価額を加減する必要がある。例外的に売却した場合は、売却価額と売却時の償却原価との差額を当期の売買損益に計上する。再評価および売却時の処理は日本基準と同じである。

2.3.3 貸付金及び債権

貸付金及び債権は支払額が確定または決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価額が入手できないものが含まれる。通常には、企業が製品を販売するあるいはサービスを提供することにより形成された売掛金、商業銀行が放出された貸付金

⁷⁸ 中国企業会計準則第 22 号—金融商品の認識及び測定第 5 章第 34 条。

等が挙げられる⁷⁹。当該区分の会計処理は、満期保有投資とほぼ同じである。当該区分は有価証券に該当しないので、本文では検討しない。

2.3.4 売却可能金融資産

当該区分の金融資産は、①当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産、②満期保有投資、③貸付金及び債権以外の有価証券である。当該区分の有価証券は、活発な市場で取引価額が観察できる。したがって、企業は流通市場で購入する価額ある債券投資、株式投資などが当該区分に含まれる⁸⁰。株式投資、債券投資にはそれぞれメリット、デメリットがある。株式には保有しているキャピタル・ゲインと配当金を得られるメリットがあるが、投資した会社の業績が悪くなったり、思わぬ環境変化で株価が下がったり、配当が中止されることも考えられる。債券投資は比較的风险は低く、金利の上下で債券価格は変動するが、償還まで保有すれば額面金額で償還金が受け取れる。

「中国企業会計準則第 22 号—金融工具確認と計量準則」によって、当初認識は公正価値と支払手数料を合わせて測定する。決算時は公正価値で評価し、評価差額は「資本剰余金—その他資本剰余金」として純資産の部に計上することになる⁸¹。売却した場合には、売却価額と帳簿価額との差額を投資収益に計上し、保有期間内で発生した「資本剰余金—その他資本剰余金」も投資収益に振込むことになる。

2.3.5 子会社及び関連会社に対する長期株式投資

子会社及び関連会社に対する長期株式投資は、取得方式によって、企業合併方式と企業合併以外の方式に分けられる。企業合併方式は、同一グループ内の合併と非同一グループの合併に分けられる。同一グループ内で合併した場合、親会社は変わらないので、持分比率に被取得会社の帳簿価額を乗じて長期株式投資の取得価額とする。非同一グループでの合併は、持分比率に当時被取得会社の公正価値をもって取得価額とする⁸²。企業結合を行う

⁷⁹ 中国企業会計準則第 22 号—金融商品の認識及び測定第 2 章第 17 条。

⁸⁰ 中国企業会計準則実務指針—1523 項第 1 条。

⁸¹ 日本基準では全部純資産直入法と部分純資産直入法を採用している。（本稿の 29 頁参照）

⁸² 中国企業会計準則第 2 号—子会社及び関連会社に対する長期株式投資第 2 章第 3 条。

ために発生した手続費用、専門家報酬などは、発生した期の費用として認識し、取得の対価に含まない。決算日には、全部連結法⁸³によって会計処理する。企業合併以外の方式で投資する場合、付随費用を含めて取得価額とする。また、被投資会社に対して、共同支配していないあるいは重大な影響力がない株式投資もある。このような株式は活発な市場における市場価格がなく、その公正価値が信頼性をもって測定できない場合には、取得原価をもって取得価額とする。非投資会社に対して、共同支配するまた重大な影響力がある場合には、取得原価をもって取得価額とし、決算日に持分法⁸⁴によって会計処理しなければならない⁸⁵。中国基準下の有価証券の分類及び測定をまとめると、図表 2-3 の通りになる。

図表 2-3 中国基準における有価証券の分類及び測定

種類		取得原価	期末日の貸借対照表価額	評価差額
当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産		購入代価	公正価値	当期の損益
満期保有投資		購入代価+付随費用	取得原価又は償却原価	償却原価法に適用する。
売却可能金融資産		購入代価+付随費用	公正価値	純資産の部に計上する。
子会社および関連会社に対	同一グループ	購入代価	取得原価	全部連結法
	非同一グループ	購入代価	取得原価	全部連結法

⁸³ 全部連結法とは、原始取得処理では、子会社の比例持分は、親会社の比例投資簿価に対して決済される。少数株主持分は、事前に少数株主持分科目に振り替えられる。

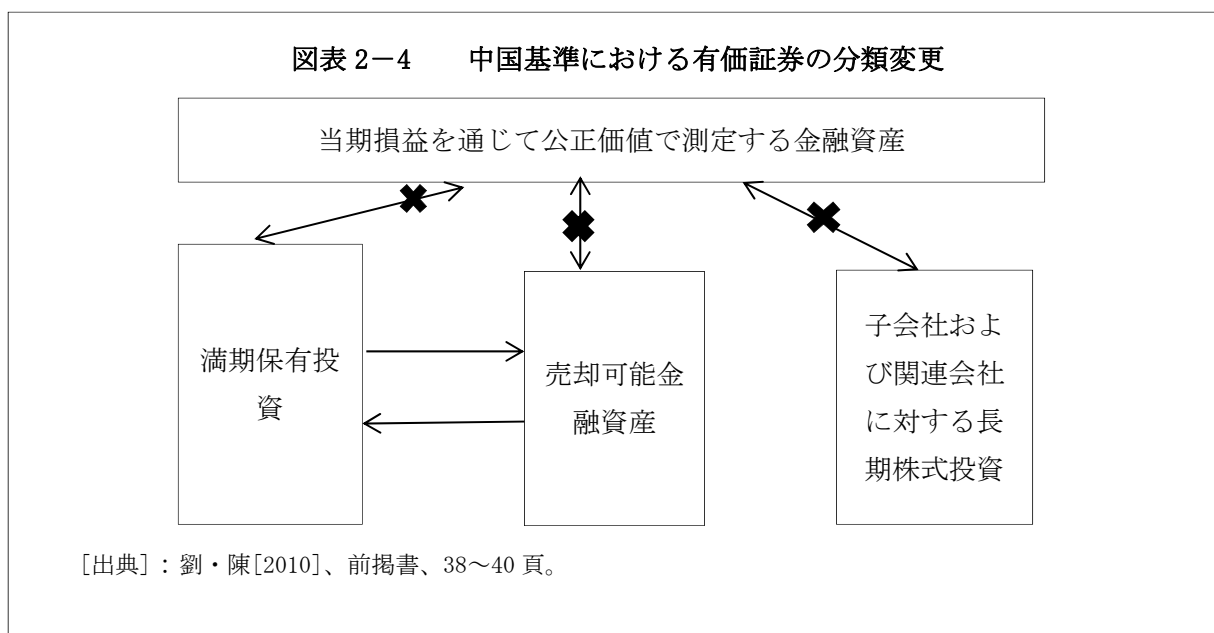
⁸⁴ 持分法では、投資の取得原価に、影響力を有することとなった時点以後の関連会社の損益およびその他の包括利益のうち企業の持分相当額を加減する。

⁸⁵ 日本では子会社に対して全部連結法を採用し、関連会社に持分法を採用している。したがって、中国と同じような会計処理をしている。(参照本稿の 28 頁参照)

する長期 株式投資	合併以外の方式	購入代価+付随費用	取得原価又は公 正価値	持分法
--------------	---------	-----------	----------------	-----

[出典]：劉・陳[2010]、34頁。

金融資産の分類変更は図表 2-5 の通りである。金融資産の保有区分を決定した後、任意に他の保有区分に振り替えることはできない⁸⁶。当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類した後、他の区分に振り替えることはできない。満期保有債券は償却期間前に売却を行った場合、残った部分を売却可能金融資産に振替えることが認められる。振替日には、残った部分の公正価値をもって売却可能金融資産の測定価額とし、帳簿価額との差額は「資本剰余金—その他資本剰余金」に振り替えることとなる。この売却可能金融資産を売却した場合は、純資産の部に積立った「資本剰余金—その他資本剰余金」を当期損益に振込まなければならない。また、売却可能金融資産も満期保有投資に振り替えられる。



⁸⁶ 中国企業会計準則第 22 号—金融商品の認識及び測定第 2 章第 19 条。

2.4. IFRS における有価証券の会計処理

2.4.1 暫定基準としての IAS39 号

IFRS には、金融商品に関する主要な基準として、IAS39(認識と測定)・IAS32(表示)及び IFRS7(開示)の三つがある。しかし、暫定基準としての IAS39 号は理解の難易度、適用の難しさ等に対して批判が多かった。したがって、2009 年 7 月に公開草案(ED)「金融商品—分類及び測定」を公表した。11 月に現行 IAS39「金融商品：認識及び測定」の内容のうち、金融商品の分類と測定の規定を置き換える新基準(IFRS9)を公表した。2008 年の世界的な金融危機において最も問題となった金融資産の分類及び測定の見直しを優先すべきと考え、IFRS9 号は金融資産だけを対象にして、金融負債の会計処理は IAS39 号が適用になっている。IAS39 号は、金融商品を次の四つ分類し、それぞれについて認識と測定の方法を定めている⁸⁷。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債(FVTPL financial assets/liabilities at fair value through profit and loss)
- (b) 満期保有投資(HTM held-maturity investments)
- (c) 貸付金および債権(L&R loans and receivables)
- (d) 売却可能金融資産(AFS available-for-sale financial assets)

2.4.2 新基準 IFRS9 号

IFRS9 号は、簡素化の観点からこれを見直して償却原価と公正価値測定との 2 区分とした。金融資産のうち、「ビジネスモデル・テスト」と「契約上のキャッシュ・フローの特徴テスト」の双方を満たすもののみが、償却原価法により測定される⁸⁸。

①ビジネスモデル・テストとは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデル⁸⁹の一環で当該金融資産が保有されていることで

⁸⁷ 橋本[2010]、前掲書、195 頁。

⁸⁸ 同上、307 頁。

ある。しかしながら、ビジネスモデルが必ずしも全ての金融資産を満期まで保有しなければならぬわけではなく、途中売却が認められる例もある。このような場合は、償却原価測定が認められる。

②契約上のキャッシュ・フローの特徴テストとは、当該金融資産の契約上の条件が特定の日における元本の返済と元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローを生じさせるものである。ここでの利息は特定期間の元本残高に係る貨幣の時間価値及び信用リスクの対価のみからなるとされる(IFRS9.4.3)。したがって、デリバティブの特性であるレバレッジ⁹⁰は、契約キャッシュ・フローの変動性を高めるため利息としての経済的特性を有さない。

上述の償却原価測定の要件を満たすもの以外はすべて公正価値により測定されるが、償却原価測定の要件を満たし、当該金融資産を公正価値により測定することにより資産・負債の認識と測定上の不整合(ミスマッチ)を解消する場合には、公正価値により測定することができる。全体図を以下のようにまとめた。

図表 2-5 IFRS9 号による有価証券の分類および測定

分類	要件	測定方法	評価差額の処理	減損処理
債券(負債性証券等)	①契約 CF を回収するという事業モデルによって保有されているかつ ②元利金のみが一定の日に回収されるという契約条件である	償却原価	N/A(該当せず)	必要
純損益を通じて公正価値で測定する	・会計上のミスマッチの解消又は削減 ・当初認識時に指定	公正価値	当期損益	不要

⁸⁹ ここでのビジネスモデルは、経営者の意図によって金融資産ごとに分類及び測定方法を判断するのではなく、企業の経営幹部が企業全体のモデルとして決定するものを意味している。

⁹⁰ 原資産取引の元本部分を準備する必要なく、定額な証拠金を準備するだけで、原資産取引と同規模の取引が可能となり、実際の投下資金に対しての運用利回りとは損失は、原資産取引の 10-30 倍程度となる。

金融資産(FVTPL)				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTOCI)	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング目的以外の資本性金融商品(戦略的投資等) ・当初認識時に指定 	公正価値	その他包括利益	不要
上記以外の全て		公正価値	当期損益	不要

[出典]：加藤[2010]、前掲書、21頁。

IAS39号と同じように、IFRS9号では企業が金融資産の契約条項の当事者となった時点で金融資産を認識する。当初認識時に金融資産を公正価値で測定しなければならない。償却原価法で測定される金融資産とOCIオプションの取得原価には取得費用を加算することとなる。償却原価で測定される金融資産は、決算日において償却原価法で当期損益とし、売却時には、売却価額と売却時の償却原価との差額を当期の売買損益に計上する。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の当初認識後、受取利息・配当金、売却損益などは、当期の損益として認識し、減損規定に適用しないこととなった。

その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、いわゆる戦略的株式投資や持ち合い株式等のその他有価証券について、取引関係構築等のために保有するので、保有目的が公正価値変動による投資価値の増加ではない。したがって、評価差額をその他包括利益に計上する方法を採用する。また、受取配当金を受領した場合は、当期収益に計上することとした。しかし、事業的な売却等により評価差額が実現しても当期損益に振り替える(リサイクル)ことはできないとなり、減損処理も不要となった。

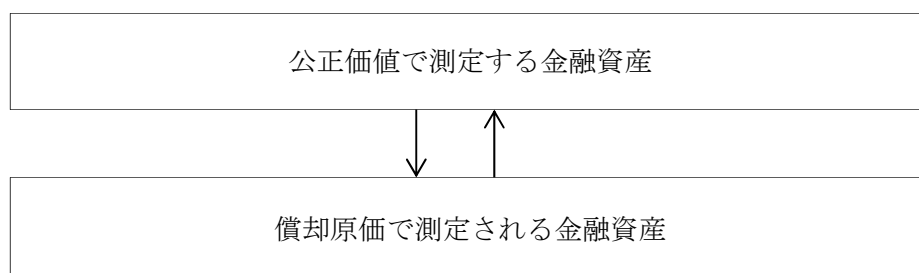
このリサイクリングができないことに対し、強い反対意見が出された。反対意見として、戦略的投資の区別が難しく、適用上の複雑性が生じる等があげられる。これに対して、IASB

は処分損益が OCI と当期損益に 2 回計上されること、減損会計による複雑性の解消にならないこと等の理由で、リサイクリングを認めないこととした⁹¹。

活発な市場における市場価額がない資本性金融資産について、公開草案(ED)は公正価値測定することを求めていたが、このような金融資産の公正価値測定の信頼性・有用性・コスト・ベネフィット等の観点から、減損控除後の取得原価で測定すべきだ。このようなコメントを反映して、IFRS9 号は、公正価値測定に必要な最近の情報が十分でない場合、取得原価が公正価値の最適な見積と見なせ、取得原価で測定できる適用方針もあった。

ED では、当初認識時に一旦分類した金融資産の再分類は許されていなかった。しかし、IFRS9 号では、金融資産を管理するためのビジネスモデルを変更した場合のみ、すべての影響を受ける金融資産を他の区分に振り替えることを認めている。償却原価で測定される金融資産から公正価値で測定分類変更日において、帳簿価額と公正価値の差額を損益として認識する。公正価値で測定される金融資産から償却原価で測定される金融資産に分類変更する場合には、変更日の公正価値をもって変更後の帳簿価額とする。以上の内容をまとめると、IFRS9 号における有価証券の分類変更は図表 2-6 のように示される。

図表 2-6 IFRS9 号における有価証券の分類変更



[出典]：坂本[2010]、28～30 頁。

⁹¹ 加藤[2010]、前掲書、24 頁。

5. まとめ

前述の通り、日本基準、中国基準と IFRS はそれぞれの特徴がある。三基準との相違する点は次のとおりである。

2.5.1 有価証券の認識に関する基準

日本基準において、有価証券を売買する時は、約定日基準または修正引渡日基準により取扱っている。中国の企業会計準則 22 号により、有価証券は約定日で認識することとなった⁹²。なお、IFRS では、取引日会計又は決済日会計のいずれかにより認識することとされている⁹³。取引日は約定日で、決済日は修正引渡日なので、ここでの IFRS と日本基準は実質的に同様な基準をとっている。それと比べて、中国は約定日基準のみ採用している。修正引渡日基準はとても便利であるが、中国では採用しない理由が次のように推測される。ひとつの理由としては、中国企業が持っている有価証券の種類は少なく、証券市場の規模がまだ大きくないので、約定日と引渡日を区別しなくても済むと考える。また、中国の有価証券はアメリカ・日本等の先進国のように、複雑な有価証券がほとんど存在していないことにも、ひとつの理由として考えられる。

2.5.2 有価証券の分類及び分類変更

有価証券の分類について、日本基準において、経営者の保有目的によって、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社及び関連会社株式及び④その他有価証券に分けられる⁹⁴。中国基準における有価証券は、①当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産、②満期保有投資、③貸付金及び債権、④子会社及び関連会社に対する長期株式投資に分類されている。また、IFRS9 号では、有価証券は企業の経営幹部が企業全体の意図によって、償却原価と公正価値測定の 2 区分とした。経営者というより、経営幹部全体で保有区分を決めることは、利益操作のリスクを引き下げるだろう。

⁹² 劉・王[2010]、50 頁。

⁹³ トーマツ[2011]、前掲書、16 頁。

⁹⁴ 本稿の 25 頁の 3、4 行目参照。

一方、日本基準において有価証券を取得後に他の保有目的に変更により、売買目的有価証券は子会社株式または関連会社株式・その他有価証券への振り替えが認められる。満期保有目的の債券から売買目的有価証券またはその他有価証券への振り替え等も認められる。したがって、合理的な目的が存在する場合、他の区分に振り替えられることで、企業は多くの会計処理をしなければならない。それは会計業務の増加を助長する可能性もある。

中国基準では、当期損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類してから、他の区分に振り替えることはできないが、満期保有債券と売却可能金融資産の振り替えことは認められる。IFRS では、金融資産を管理するためのビジネスモデルを変更した場合のみ、すべての影響を受ける金融資産を他の区分に振り替えられる。したがって、IFRS の再分類は簡便なので、コストを下げることができ、会計情報の質を高められるだろう。

2.5.3 売買目的有価証券の付随手数料

日本基準と IFRS に基づいて、売買目的有価証券を取得した場合、購入手数料等を加算して、取得原価とする。中国基準では、購入手数料を投資収益として計上し、当期の損益として処理している。理由としては、期末時点の公正価値と当初価値と比べ、価額による変動がそのまま出てくる⁹⁵。

しかし投資収益は、投資にもたらす収益及び損失を計上するために設置された勘定科目である。購入手数料は取得原価に加算すべきである⁹⁶。その故、中国基準より、日本基準と IFRS における売買目的有価証券の購入手数料に関する会計処理は良いと考える。

2.5.4 その他有価証券の評価差額に関する基準

その他有価証券の評価差額に対し、日本では全部純資産直入法と部分純資産直入法を採用し⁹⁷、翌期首洗い替え方式により会計処理を行う。中国では、評価差額が「資本剰余金—その他資本剰余金」として純資産の部に計上する⁹⁸。有価証券を売却する場合、純資産の部

⁹⁵ 本稿の 34 頁の 14-15 行目参照。

⁹⁶ 龔[2011]、47 頁。

⁹⁷ 本稿の 29 頁の 2 行目参照。

⁹⁸ 本稿の 34 頁の 13-14 行目参照。

に計上された差額はその期の損益に振込むこととする。IFRS では、評価差額をその他包括利益に計上し、事業的な売却等により評価差額が実現しても当期損益に振り替える(リサイクル)ことはできないとしている⁹⁹。次の例で、それぞれの基準に基づいて、その他有価証券の評価差額の会計処理を説明する。

例 2-3 その他有価証券の評価差額について

前提条件

次の資料により、その他有価証券の(A)X1 年度(決算整理仕訳)及び(B)X2 年度の仕訳を示しなさい。会計期間は 1 年、決算日は 3 月 31 日である。

その他有価証券の内訳は次のとおりである。

銘柄	取得原価	3 月 31 日の期末時価	4 月 20 日の売却価額
C 社株式	3,000 円	3,200 円	3,500 円
D 社株式	2,000 円	1,900 円	1,800 円

会計処理

①日本基準

(a)全部純資産直入法

期日	C 社株式	D 社株式
3 月 31 日	(借)その他有価証券 200 (貸)その他有価証券評価差額金 200	(借)その他有価証券評価差額金 100 (貸)その他有価証券 100
4 月 1 日	(借)その他有価証券評価差額金 200 (貸)その他有価証券 200	(借)その他有価証券 100 (貸)その他有価証券評価差額金 100
4 月	(借)現金預金 3,500	(借)現金預金 1,800

⁹⁹ 本稿の 40 頁の 2 行目参照。

20日	(貸) 其他有価証券 3,000 (貸) 其他有価証券売却益 500	(借) 其他有価証券売却損 200 (貸) 其他有価証券 2,000
-----	---------------------------------------	---------------------------------------

(b) 部分純資産直入法

期日	C社株式	D社株式
3月31日	(借) 其他有価証券 200 (貸) 其他有価証券評価差額金 200	(借) 其他有価証券評価損益 100 (貸) 其他有価証券 100
4月1日	(借) 其他有価証券評価差額金 200 (貸) 其他有価証券 200	(借) 其他有価証券 100 (貸) 其他有価証券評価損益 100
4月20日	(借) 現金預金 3,500 (貸) 其他有価証券 3,000 (貸) 其他有価証券売却益 500	(借) 現金預金 1,800 (借) 其他有価証券売却損 200 (貸) 其他有価証券 2,000

② 中国基準

期日	C社株式	D社株式
3月31日	(借) 売却可能金融資産 200 (貸) 資本剰余金－其他資本剰余金 200	(借) 資本剰余金－其他資本剰余金 100 (貸) 売却可能金融資産 100
4月1日	仕訳なし	
4月20日	(借) 現金預金 3,500 (借) 資本剰余金－其他資本剰余金 200 (貸) 売却可能金融資産 3,200 (貸) 投資損益 500	(借) 現金預金 1,800 (借) 投資損益 200 (貸) 売却可能金融資産 1,900 (貸) 資本剰余金－其他資本剰余金 100

③ IFRS

期日	C社株式	D社株式
3月	(借)売却可能金融資産 200	(借)その他包括利益 100
31日	(貸)その他包括利益 200	(貸)売却可能金融資産 100
4月1日 仕訳なし		
4月	(借)現金預金 3,500	(借)現金預金 1,800
20日	(貸)売却可能金融資産 3,200	(借)有価証券売却損益 100
	(貸)有価証券売却損益 300	(貸)売却可能金融資産 1,900

[出典]：謝・孔[2010]、87～90頁。武田[2002]、305～310頁。

以上に示されるように、中国基準の処理は日本の全部純資産直入法とほぼ同じである。また、日本基準と中国基準における、決済日に計上された損益は同じである。これに比べて、IFRSは評価差額を決算日に包括利益として、前期の損益として処理したため、決済日に計上された売却損益が異なっている。

包括利益は当期純利益だけでなく、有価証券やデリバティブなどにかかわる評価差額や外貨換算調整勘定、繰延ヘッジ損益等の期中変動額等が含まれる¹⁰⁰。この包括利益はIFRSの特徴として特に注目されている。したがって、2011年3月期の日本で上場している事業会社(金融、電力、ガスは除く)1,991社について、その他有価証券評価差額金による包括利益と純利益を比べた結果、包括利益のボラティリティが当期純利益よりも高いことがわかった¹⁰¹。

つまり、包括利益が企業の業績評価指標として定着した場合、ボラティリティが高いことで、日本企業はより困難な利益尺度を使って経営しなければならない。しかし、包括利益の開示により、企業経営者の裁量的な会計処理を抑制する効果が期待できると考える。一方、包括利益には経営者が株主から委託されたすべての資産・負債の変動額が利益とし

¹⁰⁰ 本稿の14頁の2-3行目参照。

¹⁰¹ 伊藤[2012]、前掲書、257～259頁。

て反映され、投資家にもっと比較性高い財務情報を提供することができるだろう¹⁰²。したがって、IFRSを導入することにより、包括利益を開示したほうがよいと考えている。

日本の会計基準の中心となる「企業会計原則」は、戦後の民主化政策の一環として1949年に制定されたものである。その後、企業会計原則だけではカバーしきれない論点（連結財務諸表など）について、新たな会計基準が追加された¹⁰³。企業会計審議会は1996年から金融商品に関する会計基準を制定し、2006年に最終改正した。したがって、日本基準に対する研究と改正は非常に多く、日本の会社に適合性が高いと考えられる。

中国では1987年の中国会計学会で、初めて会計基準の設定を検討した。そして、1991年に「企業会計準則(第1号の草案)に関する通達」を発表し、1992年11月に戦後の最初会計基準—「企業会計準則」¹⁰⁴を公表した。日本基準と比べて、中国基準の発展は20年間しか経っていない。その故、日本基準の設定は、中国基準より厳密だと考えられる。

また、前述のように、IFRS9号において、有価証券に関する会計処理は簡便である。包括利益の開示によって、企業経営者の裁量を抑制し、株主や債権者といった企業外部に対する適切な判断と意思決定を行うために、もっと比較可能な会計情報を提供すること等のような期待がある。したがって、日本と中国には、IFRSの導入するほうがよいと考える。

¹⁰² 吉田[2011]、39頁。

¹⁰³ 田中[1990]、52頁。

¹⁰⁴ この「企業会計準則」は「基本準則」と「具体準則」とで構成されています。中国財政部は1997年5月から今日に至るまで多くの改訂を加えながらも、「基本準則」は企業会計の基本前提、一般原則、会計要素及び財務諸表の作成、提出についての一般要求を規定し、「具体準則」は「基本準則」の要求に従い、会計処理業務について具体的な規定を制定したものである。

第3章 デリバティブに関する会計処理

金融技術革新に伴い、1980年代からデリバティブ取引は活発になった。しかし、最古のデリバティブは紀元前に遡り、古代ギリシャの哲学者ターレスが編み出した、オリーブの搾り機の利用権に関するオプションである¹⁰⁵。当時では、搾り機はレンタルによって取引されるが、オリーブの収穫量は天候次第に大きく変化していた。したがって、ターレスは以下のようなオプションを考え出した。それは、方策が予想される年の初めに絞り機の利用権(オプション)を購入して、収穫期を迎えると、オプションを販売して利益を得ることである。つまり、デリバティブというのは、原資産から発生して生まれたものということの意味している。

3.1. 現代のデリバティブ

デリバティブの代表として、先物(future)、オプション(option)、スワップ(swap)、先渡(forward)がある。先渡取引とは、あらかじめ定めた将来時点において、あらかじめ定めた価格で、ある商品・証券を受け渡す売買取引契約である。先物が先渡契約と類似したが、通常は取引所において不特定多数の参加者間で取引されること、受渡日以前における反対売買による差金決済が可能であること等の点で先渡取引と異なっている。オプションとは、あらかじめ定めた期日あるいは期間内に、あらかじめ定めた価格で商品・証券を売買する選択権のあることである。また、スワップとは、将来のある時点における債権・債務あるいはキャッシュ・フローを、あらかじめ取り決めた方式により契約当事者間で交換する契約である¹⁰⁶。

1972年に、シカゴ・マーカンタイル取引所で通貨を対象とする先物取引が始まり、1982年にはカンザスシティ商品取引所で株価指数を対象とした先物取引が開始され、こうした取引が世界各国に波及した。したがって、1985年に、日本では証券を対象とした先物取引

¹⁰⁵ 伊藤[2012]、前掲書、431頁。

¹⁰⁶ 黒田[2006]、前掲書、239～240頁。

を導入することになった¹⁰⁷。当時東京証券取引所で開始された長期国債先物取引が日本で最初の金融先物取引である。それから円短期先物、ドル短期先物、円／ドル先物が相次いで導入された。1990年10月、中国にも初めて先物契約を導入した。当初は業者間取引だけであったが、1993年10月から一般投資家にも利用できるようになった¹⁰⁸。

1973年にシカゴ・オプション取引所でオプション取引が開始された。1982年には通貨オプション取引、債券オプション取引、債券先物オプション取引等が始まった。日本が1989年4月に債券店頭オプションが導入され、1990年には東京証券取引所で長期国債先物オプションを導入した¹⁰⁹。中国では1995年にオプション取引を導入してから、オプション市場が著しく成長していく¹¹⁰。

デリバティブの種類は多様で、原資産となる金利・為替・株式・現物商品(コモディティ)など多岐にわたる。また、取引形態からデリバティブを分類すると、「取引所取引」として取引所で売買される先物や先物オプションがあり、「店頭取引」として個々の市場参加者が取引所外で相対取引するスワップ、通貨オプション、コモディティ・オプションがある。

保有目的によって、「運用目的」と「ヘッジ目的」に大別される。資金運用目的でデリバティブを取引しているのは、金融機関などの一部の企業に限られる。一般事業会社は、デリバティブを資金運用目的で利用する例は少なく、大半はヘッジ目的で保有する。ヘッジとは、デリバティブ取引を用いて、企業が保有する資産や負債の変動リスク(価額・金利・為替)を回避することである。デリバティブを一覧形式で示したものが、以下の表である¹¹¹。

¹⁰⁷ 日本の証券市場[2008]、96頁。

¹⁰⁸ 中国の証券市場[2011]、10頁。

¹⁰⁹ 日本の証券市場、同上、104頁。

¹¹⁰ 中国の証券市場、同上、11頁。

¹¹¹ 斎藤[2009]、270頁。

図表 3-1 ファイナンス・タイプとコモディティ・タイプのデリバティブ一覧

デリバティブ のタイプ	原資産の 種類	取引所取引	店頭取引
このデイト イ・タイプ	商品	商品先物、商品先物オプショ ン	コモディティ・スワップ、コ モディティ・オプション
ファイナン ス・タイプ	金利	金利先物 金利先物オプション	金利スワップ 金利先渡契約(FRA) 金利オプション
	債券	債券(国債)先物 債券(国債)先物オプション	債券(国債)店頭オプション
	為替 (通貨)	通貨先物 通貨先物オプション	通貨スワップ 通貨オプション
	株式	株価指数先物 株価指数先物オプション	エクイティ・スワップ エクイティ・オプション

[出典]：武田[2002]、前掲書、596頁。

3.2.デリバティブの会計処理

日本の金融商品実務指針 101 項によると、デリバティブ取引により生じる正味の債券及び債務は、原則として時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、ヘッジに係るものを除き、当期の損益として処理することとされる。

例：評価時(受取るものの時価が高く含み益の場合)

(借)金融派生商品資産 1,000 (貸)金融派生商品評価益 1,000

評価時(受取るものの時価が低く含み損の場合)

(借)金融派生商品評価損 1,000 (貸)金融派生商品資産 1,000

IFRS においては、日本基準とほぼ同一な基準を採用しているが、金利スワップの特例処理は存在しない。このまた、金利スワップの特例処理とは、想定元本、利息の受払条件、契約期間がヘッジ対象の資産または負債とほぼ同一である場合に、金利スワップを時価評価せず金銭の受払の純額を当該資産または負債に係る利息に加減する処理である。中国も IFRS と同じ基準を採用している。つまり、デリバティブに関する会計処理はほとんど同じである。

デリバティブ市場の発達につれて、伝統的な金融商品との区別は曖昧化していく。それは、デリバティブと噛み合わせることで、ある一つの伝統的な金融商品のキャッシュ・フローを別の金融商品のキャッシュ・フローに組替えることが容易にできるようになった¹¹²からである。そのため、伝統的な金融機関の業態別区分が曖昧化し、金融に対する規制も変化する必要がある¹¹³。したがって、多くの先進国・途上国の先端を行う金融機関は、幅広い範囲の金融サービスを営むようになり、様々なリスクを測定・引受け・管理する体制を整え、強化すべきである。また、簡単に別の金融商品に組替えることができ、これからはこのような組込みデリバティブの会計処理を注目する必要がある。

¹¹² 黒田[2006]、前掲書、254 頁。

¹¹³ 日本の証券市場[2010]、前掲書、68 頁。

第4章 おわりに

4.1 要約

近代会計は十五世紀に出現してから、会計の環境の違いにより、それぞれの国において独自の会計基準が発展している。このような環境的な要因は政治・法律、経済、社会及び文化に分けられる。しかし、グローバル経済の進展に伴い、国境を越えた企業活動、資金活動等が活発化している。したがって、財務諸表の国際的に利用可能なものとするため、1973年6月に IASC が設立された。IOSCO の支持を受けた IASC は、2001年3月に IASB に改組され、IFRS の設定を開始している。

IFRS の特徴として、原則主義、公正価値測定、資産・負債アプローチをあげることができる。また、IFRS の導入により、財務諸表の国際的な比較可能性が高まり、グローバルな資本市場における資金調達コストが低減されることで、たくさんの便益が期待されている。したがって、EU・オーストラリア・中国香港において 2005 年から適用済み、ニュージーランドも 2007 年から適用した。日本は東大震災で強制適用を延期し、中国は国内基準とコンバージェンスを継続している。

金融商品における会計基準 IFRS9 号・中国基準・日本基準を比較して、次のような相違点が出てきた。有価証券の認識基準を比べ、日本では約定日基準又は修正引渡日基準によって扱っている。中国では、約定日基準のみ採用している。なお、IFRS では取引日会計又は決済日会計のいずれかにより認識している。取引日会計と約定日基準は同じで、決済日会計と修正引渡日基準も同じなので、IFRS と日本基準は実質的に同様な基準を採用している。中国は約定日基準のみ採用する理由は次のように推測される。それは①中国企業が持っている有価証券の種類は息なく、証券市場の規模も大きくないため、約定日と引渡日を区別しなくてもいいことと、②中国ではアメリカ・日本等の先進国のように、複雑な有価証券がほとんど存在していないことである。

有価証券の分類について、日本基準では四区分に分けられ、中国にも四区分に分けられている。IFRS9号では、企業の経営幹部が企業全体の意図によって、有価証券を償却原価と公正価値測定との二区分に分けられた。また、有価証券を取得後に他の保有目的に変更することによって、日本基準では合理的な目的が存在すれば、それぞれ区分の有価証券は他の区分に再分類することができる。IFRSでは、金融商品を管理するためのビジネスモデルを変更した場合のみ、すべての影響を受ける金融資産を他の区分に振り替えられる。したがって、IFRSの分類と再分類は簡便で、コストを下げるので、会計情報の質を高めると期待される。

その他有価証券の評価差額に対し、日本では全部純資産直入法部分純資産直入法を採用し、翌期首に洗い替え方式によって会計処理を行う。中国では、評価差額を「資本剰余金—その他資本剰余金」として純資産の部に計上する。IFRSでは、評価差額をその他包括利益として計上し、売却時において当期損益にリサイクルことはできない。このように、中国基準の会計処理は日本の全部純資産直入法とほぼ同じで、決済日に計上された損益は同じである。IFRSは前期にその他包括利益として処理したため、決済日に計上された売却損益が異なっている。

IFRSの導入とともに、包括利益の開示が求められている。この包括利益の開示により、企業経営者の裁量的な会計処理を抑制する効果が期待される。また、包括利益は、経営者が株主から委託されたすべての資産・負債の変動額が利益として反映されるので、投資家にもっと比較性高い財務情報を提供することができる。したがって、これからの日本基準と中国基準では、IFRSを導入するほうがいいと考える。

さらに、伝統的な金融商品から派生して生まれたデリバティブに関しては、日本と中国はほぼIFRSと同様な会計処理をしている。途上国の証券市場の規模が拡大するとともに、デリバティブの取引がますます増大していくと考える。したがって、デリバティブに関する会計基準の改訂も注目していく必要がある。

4.2 これからの課題

本研究に内在するいくつかの不十分な点が存在している。ここで指摘して、今後の研究の方向づけを行っておく。

①有価証券の再分類について、日本基準の下で、満期保有目的の債券と子会社株式および関連会社株式との互換が考えられる。また、中国基準の下で、満期保有目的投資と子会社および関連会社に対する長期債権投資との相互的な振替、売却可能金融資産と子会社及び関連会社に対する長期株式投資との相互的な振り替えも考えられる。そして、このような振り替えにより、企業の財務諸表にどのような影響があるかについては、本研究では検討していない。

②金融商品の認識と測定について言及したが、消滅や停止の会計処理については述べていない。金融商品の消滅の認識（認識の中止）とは、保有している金融資産をいつの時点で貸借対照表からオフ・バランスするのかという問題である。日本では財務構成要素アプローチを採用している。一方で、IFRSではリスク・経済価値アプローチを採用している。また、金融商品の譲渡した場合における消滅の認識要件により、認識を中止するか、それとも継続するかについては、今後から拡充して述べたい。

参考文献：

1. 磯山[2010]：磯山友幸『国際会計基準戦争 完結編』日経 BP 社、2010 年 4 月。
2. 伊藤[2012]：伊藤邦雄『現代会計入門第 9 版』日本経済新聞出版社、2012 年 3 月。
3. 伊藤[2012]：伊藤邦雄「包括利益開示の意義・影響・課題」『企業会計』中央経済社、2011 年 3 月号(Vol.63, No.3)。
4. 大迫[2009]：大迫孝史「アジア・太平洋諸国における IFRS への対応」『企業会計』中央経済社、2009 年 1 月号(Vol.61, No.1)。
5. 片野[1995]：片野一郎『リトルトン会計発達史』同文舘出版株式会社、1995 年 1 月。
6. 加藤[2010]：加藤厚「IFRS9 号金融商品の概要」『企業会計』中央経済社、2010 年 4 月号(Vol.62, No.4)。
7. 企業会計基準委員会[2006]：企業会計基準委員会『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』、2006 年 12 月。
8. 会計制度委員会[2008]：会計制度委員会報告第 14 号『金融商品会計に関する実務指針』、2008 年 3 月。
9. 金融庁総務企画局[2012]：『連結財務諸表等規則ガイドライン』、2012 年 5 月。
10. 熊谷[2010]：熊谷五郎「金融商品会計基準の改訂と金融規制改革」『企業会計』中央経済社、2010 年 4 月号(Vol.62, No.4)。
11. 黒田[2006]：黒田晃生『金融入門』東洋経済新報社、2006 年 5 月。
12. 権[2002]：権泰殷『国際会計論』創成社、2002 年 4 月。
13. 坂本[2010]：坂本道美「IFRS9 号の論点と課題」『企業会計』中央経済社、2010 年 4 月号(Vol.62, No.4)。
14. 佐藤[2008]：佐藤信彦『国際会計基準制度化論第 2 版』白桃書房、2008 年 11 月。
15. 杉本[2009]：杉本徳栄「米国内での IFRS 適用に向けた動き」『企業会計』中央経済社、2009 年 1 月号(Vol.61, No.1)。

16. 醍醐[2009]：醍醐聰「金融商品の保有目的別会計の抜本的改編」『企業会計』中央経済社、2009年7月号(Vol.61, No.7)。
17. 高井[2009]：高井大基「EUのIFRS採用と各国の対応」『企業会計』中央経済社、2009年1月号(Vol.61, No.1)。
18. 武田[2002]：武田隆二『財務諸表論』中央経済社、2002年4月。
19. 田中[1990]：田中章義『日本における会計学研究の発展』同文館出版株式会社、1990年9月。
20. 田中[2009]：田中建二「活発な市場がない場合の公正価値測定」『企業会計』中央経済社、2009年7月号(Vol.61, No.7)。
21. トーマツ[2011]：有限責任監査法人トーマツ『金融商品会計』清文社、2011年4月。
22. 友岡[2010]：友岡賛『会計士の誕生』税務経理協会、2010年3月。
23. 日本証券経済研究所[2008]：『日本の証券市場 2008年版』日本証券経済研究所、2008年3月。
24. 日本証券経済研究所[2011]：『中国の証券市場 2011年版』日本証券経済研究所、2011年3月。
25. 橋本[2010]：橋本尚・山田善隆『IFRS会計学基本テキスト』中央経済社、2010年11月。
26. 平松[2009]：平松一夫「コンバージェンス後のわが国会計基準の展望」『企業会計』中央経済社、2009年1月号(Vol.61, No.1)。
27. 富塚[2011]：富塚嘉一「原則主義 VS. 細則主義を越えて」『企業会計』中央経済社、2011年1月号(Vol.63, No.1)。
28. 藤沼[2001]：藤沼亜紀稿、橋本尚訳「会計プロフェッション調和化」『企業会計』中央経済社、2001年4月号(Vol.53, No.4)。

29. 山田[2010]：山田辰巳「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて」『企業会計』中央経済社、2010年8月号(Vol.62, No.8)。
30. 有限責任監査法人トーマツ[2011]：有限責任監査法人トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス「中国」『企業会計』中央経済社、2011年2月号(Vol.63, No.2)。
31. 有限責任監査法人トーマツ[2011]：有限責任監査法人トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス「台湾」『企業会計』中央経済社、2011年3月号(Vol.63, No.3)。
32. 吉田[2010]：吉田康英「公開草案(金融商品：償却原価及び減損)の概要と論点」『企業会計』中央経済社、2010年4月号(Vol.62, No.4)。
33. 吉田[2011]：吉田康英「その他有価証券評価差額金における実務上の留意点」『企業会計』中央経済社、2011年3月号(Vol.63, No.3)。
34. 若杉[1992]：若杉明『会計制度の国際比較』中央経済社、1992年12月。
35. 財務部会計司[2006]：財務部会計司『企業会計準則—基本準則』人民出版社、2006年2月。
36. 財務部会計司[2006]：財務部会計司『企業会計準則—具体準則』人民出版社、2006年2月。
37. 財務部会計司[2006]：財務部会計司『企業会計準則—ガイドライン』人民出版社、2006年10月。
38. 陳[2010]：陳璠『金融资产减值的会计处理』财会通讯综合版、2010年12月。
39. 鄧[2011]：鄧慧『资产减值相关问题的研究』对外经贸大学学报、2011年6月。
40. 龚[2011]：龚俊『浅议交易性金融资产与可供出售金融资产不同划分的影响』经济研究、2011年11期。
41. 劉・王[2010]：劉永泽・王钰『我国金融工具从四分类到两分类的现实思考』上海立信会计学院学报、2010年5期。

42. 劉・陳[2010]：劉穎莎・陳敏『我国上市公司金融工具分类行为特征的分析』湖南财经高等学校学报、2010年12期。
43. 陸[2008]：陸建民『金融资产减值的确认及转回』黄山学院学报、2008年6月。
44. 谢・孔[2010]：谢苇・孔庆林『IASB修订金融工具分类问题研究』财会通讯综合、2010年1期。
45. 張 [2010]：張秀梅『金融资产分类对企业利润的影响』会计研究、2010年6期。
46. IASB, IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement, January 2005.
47. IASB, IFRS9 Financial Instruments, November 2009.
48. IASB, Exposure Draft ,Financial Instruments : Amortised Cost and Impairment, July 2009.
49. Lawrence,S., [1996]:*International Accounting* International .Thomson Bussness Press.
50. Mueller,G.G., [1968] “*Accounting Principles Generally Accepted in the United States Versus those Generally Accepted Elsewhere*” , International Journal of Accounting.

インターネットのホームページ資料

1. 財務省ホームページ：

http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bppi.htm.

2. 新日本有限責任監査法人ホームページ：

<http://www.shinnihon.or.jp/services/ifrs/ifrs-news/ifrs-news-us/2012-02-23.html>

[附表 1] EU 主要国の加盟国選択権の行使及びコンバージェンス等の状況

国名	上場企業		非上場企業		コンバージェンスの完了の目標はいつか	コンバージェンスは IFRS の完全適用か	IFRS を課税所得計算のために使用することができるか
	連結	個別	連結	個別			
イギリス	IFRS 強制	IFRS 容認	IFRS 容認 (1)	IFRS 容認 (1)	ASB がディスクッションペーパーを作成中。	ASB がディスクッションペーパーを作成中。	IFRS を課税所得計算のために使用することができる。
ドイツ	IFRS 強制	IFRS 容認 (2)	IFRS 容認 (3)	IFRS 容認 (2)	改正 HGB は 2009 年 1 月より適用開始の見込み。	完全適用ではない。コストとベネフィットを考慮したうえで IFRS を部分的に受け入れる。	IFRS を課税所得計算のために使用することができない。
フランス	IFRS 強制	IFRS 適用不可	IFRS 強制	IFRS 強制	特に示していない。	完全適用ではなく、同質的な会計基準を志向する。	IFRS を課税所得計算のために使用することができない。
イタリア	IFRS 強制	IFRS 強制 (4)	IFRS 強制 (5)/容認 (6)	IFRS 強制 (7)/容認 (8)	特に示していない。	コンバージェンスの方向性を示していない。	IFRS を課税所得計算のために使用することができる。

オ ラ ン ダ	IFRS 強制	IFRS 容認	IFRS 容認	IFRS 容認	特に示してい ない。	コンバージェン スの方向性を示 していない。	IFRS を課税所得計 算のために使用す ることができる。
ベ ル ギ ー	IFRS 強制	IFRS 強制 (9)/適 用不 可 ⁽¹⁰⁾	IFRS 強制 (11)/ 容認 (12)	IFRS 適用 不可	特に示してい ない。	コンバージェン スの方向性を示 していない。	IFRS を課税所得計 算のために使用す ることができない。

(注)

(1)慈善事業を除く

(2)HGBの作成も必須

(3)上場予定企業は強制

(4)連結財務諸表を作成している保険会社は適用不可

(5)監視下に置かれる金融機関，大衆に広く金融商品が流通している企業及び保険会社

(6)適用が強制される企業以外

(7)監視下に置かれる金融機関及び大衆に広く金融商品が流通している企業

(8)適用が強制される企業以外。ただし、保険会社及び小規模企業は適用不可。なお、経済財務省からの省令によって特定された年度からの適用となる。

(9)上場不動産投資信託

(10) 上場不動産投資信託以外

(11)金融機関，投資会社及び投資管理会社

(12) 金融機関，投資会社及び投資管理会社以外

(出典) 『企業会計』 2009年1月号(Vol. 61, No. 1) 77頁。

[付表 2] 金融商品取引法第 2 条第 1 項及び第 2 項の内容

条 文	内 容	具体例
2 条 1 項 1 号	国債証券	国債
同 2 号	地方債証券	地方債
同 3 号	特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第 11 号に掲げるものを除く)	政策投資 銀行債
同 4 号	資産の流動化に関する法律に規定する特定債券	
同 5 号	社債券	社債
同 6 号	特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第 8 号及び第 11 号に掲げるものを除く)	
同 7 号	共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券	
同 8 号	資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券	
同 9 号	株券または新株予約権証券	株式
同 10 号	投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券	証券投資 信託
同 11 号	投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券	
同 12 号	貸付信託の受益証券	
同 13 号	資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券	
同 14 号	信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券	

同 15 号	法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの	国内 CP ¹¹⁴
同 16 号	抵当証券法に規定する抵当証券	
同 17 号	外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第 1 号から第 9 号まで又は第 12 号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの(次号に掲げるものを除く。)	外国国債 外国社債
同 18 号	外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託の受益権又はこれに類似する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの	
同 19 号	金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第 21 項第 3 号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であって第 21 項第 3 号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第 22 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる取引に係る権利を表示する証券又は証書	
同 20 号	前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの	
同 21 号	前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書	
2 条 2 項 1	信託の受益権(前項第 10 号に規定する投資信託の受益証券に表	

¹¹⁴コマーシャル・ペーパー（CP）とは、優良企業が事業に必要な資金を調達するためにオープン市場で発行する無担保・持参人払いの約束手形のこと。

号	示されるべきもの及び同項第 12 号から第 14 号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。)	
同 2 号	外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの (前項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第 17 号及び第 18 号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。)	
同 3 号	合名会社若しくは合資会社の社員権(政令で定めるものに限る。) 又は合同会社の社員権	

[出典]：トーマツ [2011]、前掲書、45～46 頁。